

議 事 日 程 (第 3 号)

平成30年9月7日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第53号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)

議第54号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第55号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第56号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第57号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	齋藤武君	2番	松永裕美君
3番	菅原和幸君	4番	筒井義昭君
5番	土門勝子君	6番	赤塚英一君
7番	阿部満吉君	8番	佐藤智則君
9番	高橋冠治君	10番	齋藤弥志夫君
11番	堀満弥君		

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長 時 田 博 機 君 副 町 長 本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長 池 田 与 四 也 君 企 画 課 長 堀 修 君
産 業 課 長 佐 藤 廉 造 君 地 域 生 活 課 長 畠 中 良 一 君
健 康 福 祉 課 長 高 橋 務 君 町 民 課 長 中 川 三 彦 君
会 計 管 理 者 高 橋 晃 弘 君 教 育 長 那 須 栄 一 君
教 育 委 員 藤 啓 之 君 農 業 委 員 会 会 長 佐 藤 充 君
教 育 課 長
選 挙 管 理 委 員 藤 正 喜 君 代 表 監 査 委 員 金 野 周 悦 君
委 員 長

☆

出席した事務局職員

局 長 富 樫 博 樹 議 事 係 長 東 海 林 エ リ 書 記 瀧 口 め ぐ み

☆

補正予算審査特別委員会

委員長(松永裕美君) おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

(午前10時)

委員長(松永裕美君) 9月5日の本会議において、補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としても全員出席しておりますので、報告します。

上衣は自由にしてください。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第53号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)、議第54号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議第55号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第56号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議第57号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)、以上5件であります。

お諮りいたします。5議案を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(松永裕美君) ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いします。

補正予算の審査に入ります。

8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) おはようございます。今回の30年の9月の定例議会、補正に関して2つお聞きをしたいと思っております。

まず、1つ目、事項別明細書の歳出のページからすると13ページに3項の水産業費、目が水産振興費の16節原材料費とあります。95万円、種苗購入費とあります。今回の補正の概要表を見ると説明が記してありますから、これはアワビとナマコの購入代金なのだなどと、こんなふうに分かります。そこで伺いますが、今回の95万円はアワビに幾らでナマコ300個に幾らだったのですかからお聞きします。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

この内訳につきましては、アワビのほうがサイズで30ミリ、6,000個、単価で87円、52万2,000円です。40ミリ、5,000個、153円単価で、76万5,000円。50ミリ、個数1,000個、単価で248円、24万8,000円。トータル153万5,000円と消費税を含めまして、アワビでは165万7,800円という内訳です。ナマコ種苗につきましては、養殖用の30ミリのサイズが個数200個、単価150円、金額3万円。同じくナマコでサイズ80ミリ、個数100個、単価500円で5万円ということで、小計で8万円、消費税を込みまして8万6,400円ということで、アワビが165万7,800円、ナマコが8万6,400円という内訳でございます。

以上でございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 今私が伺ったのは、補正についてのいわゆるアワビの、不足分ということだったのでしょうか。不足分は、ではアワビは幾らで、165万円というのはトータルのものですよ。今回の補正で不足分としては幾らだったのか、アワビは。それから、ナマコは私が議員になって自分の眼で見た、ナマコというのは初めての種目です。これは消費税入れて8万6,400円、これは結構なわけですけども、アワビは幾らだったのですか。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えします。

当初予算では、アワビのみの80万円という金額で積算をしておりましたので、アワビにつきましては増額分で85万7,800円でございます。それから、ナマコについては当初予算で見ておりませんでしたので、今回の補正が初めてということになってございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) アワビは、こうやっているいろいろと町が取り組んで、町の職員の方々も懸命に稚貝の生育にご努力されてきたのは、私らも委員会で実際に現場を見て説明を受けてきましたものですから、よく理解しているつもりなのですが、平成30年の現在でもいいし、中間的な発表でもよろしいですから、今までの30年度におけるアワビの放流した状況における生存率というのでしょうか、はどのぐらいなのか。関心あるものですから、もしデータが出ておりましたらお聞かせください。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、現段階で生残、残っている個数については約9,000個ほどでございます。毎月のデータを見ますと、生残率

が94から5ぐらいということですので、毎月5%ぐらいはへい死するよというような形で推移しているということでございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) こだわるわけではないのですが、ちょっとしつこいかもしれません。では、ほかでアワビを遊佐町と同じように陸上養殖をやっているところなんかの事例を見たときに、またいろんな出てきているデータなんかを見たときに、生存率というのは94とか95、いやいや、ほかはもっと低いよとか、いや、もっと高いよ、そういう現状なんかわかりますか。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、アワビの生残率につきましては、遊佐町、今九十四、五%あると言いましたけれども、この生残率については、例えば水産振興協会さんでありますとか会社でアワビ養殖専門にやっちらっしゃる方の率から見ますと、高い数字だというふうに思っております。水産振興協会さんでも、その年のいろんな環境によるのでしようけれども、90%を割ることもあるということで、あとこれを専門的にやっている会社さんについては、やはり成長の悪いものですとか企業の利益から見てこれはもうだめだろうというものほとんどはじいていく傾向にありますので、生残率についてはこれよりも落ちるというような現状で、80%台後半というようなことでお聞きしているということでございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) 民間でそういったアワビの養殖事業やっていると色々な方々、事業所もあるわけですから、今説明のあったように均質的な生存率というか、そういうものは当然出てこない。また、いいものを残して、悪いものだったら長くなんかとおかないよというような商法もあるでしょうし、例えば、自分らの遊佐町におけるアワビの陸上養殖、将来的な展望とすれば商業ベースに乗せたいという大きな将来展望があつたのだと思う。それは、大分近づいてきたな、そういう感触なのか、なかなか現状としてはまだやらなければいけないことがいっぱいあって、その中でそういったものを一つ一つこれで大丈夫なのだというような状況になってからでないとなかなかそういったことまではいけないねということなのか、いかがでしょうか。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えをさせていただきます。

まずは、27年の11月からこの事業を始めて、今度の11月で丸3年がたつということでございます。最初の段階では、海底の取水の井戸を狙ったりしてさまざま試行錯誤がもう半年以上続いたというようなことでございます。今の漁村センターの中で養殖をし始めてから昨年の7月までにおいては、今申し上げましたとおり、90%台の生残率でおつたわけですが、昨年の7月の中旬に結果的には溶存酸素量の不足ということで約70%がへい死したという状況になりました。その後いろいろ、DO計ですとかさまざま、いわゆる溶存酸素量を上げる施設の設備、これは簡易的なものでしたけれども、を施して様子を見たというのが状況でございます。その後昨年の7月から11月ごろまでは、やはりその影響、大量へい死の影響かもしれませんけれども、へい死する個数は多くて、その時点では80%台まで落ちるということもございましたが、今年度に入りまして、一番の課題であります夏場の高水温期でも90%台の生残率で何とか過ごせたということもございます。そういう意味で、生存、そういった生残率に関してはこのペースで事業化していけば養殖可能ではないかという見通しを立てております。ただ、その実施

主体につきましては今さまざま、前の議会の中でもお話もありましたけれども、その受け皿となる事業実施主体、本来であれば漁業関係者の方、にかかわる方々の自主的なそういった参画ということが非常に望ましいのですけれども、そこはまだ望めない状況でありますので、いろんなブランド推進協議会の法人化も含めまして実施主体を検討させていただいていると。同時に、県職員のOBで生産振興のほうに携わった方など技術を持っている方、そういった方をちょっとピックアップしているということで、そんな形で今進んでいるという状況でございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) やはりご努力なさっているのは、先ほど申し上げたように、大変な仕事をやっていただきながら、庁舎で仕事もし、そして現場を見、いろんな条件があろうとも、もう頑張らなければということで一生懸命にやっていたという事業であります。がゆえに生存率も90%から下がることはない、そんな状況もあるわけです。やっぱり今後を考えたときに終わりよければ全てよしの、そういったことでこれからどんなことが、終盤と言ってもいいのかわかりませんが、この実践事業をどういうふうな締めくくりをもっておさめて、これで大丈夫だというようなことが、皆さんのご努力が報われるように願っております。再度頑張ってください。

次、冒頭に伺ったように不足分のやつはいわゆるナマコも入っているわけです。今回の補正の中にナマコも入っている、300個。私は、今までいろんな種苗の種目を見てきましたけれども、恐らくナマコは初めての種目ではないだろうかと、こんなふうに思っています。そこで、ナマコ300個とあり、私今申し上げたように遊佐町始まって以来の種苗種目ではありますが、ここです。何ゆえにナマコに至ったのかお聞かせください。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

このナマコにつきましては、今釜磯で進められているサクラマスの陸上養殖実証試験事業、マルハニチロさんが主体となってやっていますけれども、この事業とのかかわりというのがまず発端でございました。もともと升川のサケのめじか地域振興協議会のほうで取り組んでいるふ化事業について、陸上養殖の専門の方がマルハニチロさんの中に水産研究機構さんという方が入っておりまして、その教授が見えられたということで、そのときに遊佐の水でありますとか釜磯周辺の湧水帯、そういった環境と、それから月光川の河口近くに広がるということ、まずこれはサクラマスはそうでしたけれども、後にナマコについても大変生育環境の整ったところということでお話がございました。ナマコについては、主食が泥とその中に入っているアワビのふんなどを食べるということで、設備投資が要らないということで、今アワビのために簡易ろ過槽を外のほうに設置しておりますけれども、その中で十分育つ環境ではないかということで試験的に、十数個でしたか、半年、7カ月前に水槽のほうに入れました。アワビのろ過槽です、外の。これは、北海道にマルハニチロさんの上ノ国海産というのが道南のほうにあるのですけれども、そこで育苗したナマコの種苗を、これは無償でということで、試験的なもので入れてみましたところ、今の段階で北海道の生育スピードの約1.5倍から3倍で大きくなるということで、最初20グラムほどで入れたものが半年ぐらいで200グラムぐらいになっているということもございます。ただ、これはこれからいろいろやってみないと、ちゃんとした味とかそういうもの、品質、ただ大きくなるだけではまずいわけですので、そういったことを実証していきたいということと、そしてナマコ自体が干しナマコですとかで海外では非常に需要があるということで、高値で取引ができるということで、これがもしアワビ事業の副産物的なものでいけば非常に町の水産振興の活性化にもつながるという意味もございまして、ナマコの種苗を入れたいというふうに今お願いをしているということでございます。それと同時に、これは全く関係なかったのですけれども、町内出身の、今西部工業団地のほうに

ある水産加工会社さんのほうで、県のナマコ種苗をみずから手に入れまして干しナマコを生産しているという状況で、町のほうにも何とかナマコを、自分、施設があればやってみたいのだがという要望もございました。そういったこともございまして、設備投資にまずそんなに金額の要らないナマコについて、個数を入れて実証試験事業をして、将来アワビとナマコと並行でいけないかというようなことで、そのための種苗購入という内容でございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 私たちの遊佐町の海岸、白砂青松の西浜もあれば、それ以北の十六羅漢から三崎公園にかけて岩礁地帯があります。大分砂で埋まっておる残念な状況もありますけれども、昔は本当に湯ノ田のあたりはこれからのシーズン、9月からのシーズン、秋のいそ釣りのメッカでした。今大分変わってきています、やっぱり砂で埋まって。だから、若いときに釜磯で、釜磯にも結構おりました、ナマコ。あれは本当動かないものだから、度胸いいというか、逃げるなんていうのはないのです、あれは。だから、やすで簡単に突けるのです。それで、うちに帰ってきて塩もみしてめめりをとって、それでナマコの独特の歯ごたえのある、酢物でいただいたことを思い出しますけれども、そんなようなことから、今課長からも説明があったように、日本人が食するというのは、もう歴史上の最初が一番古いやつ、古事記に出てくるのだそうです。ああ、日本人も最初に食べた人というのは勇気が要っただろうな、あんなナマコを食べるなんてと思いましたがけれども、もうかなり古い歴史がある。そんなナマコの日本の中でも歴史があるのだそうです。今になってくると、一番世界中でナマコが大好きで、これはもうなければだめだという富裕層なんかは特に中国なのだそうです。たしか2006年の年で日本からの乾燥ナマコの輸出が100億円から超えたのです、たしか。そういう状況から、いろいろと夜の世界の方々が密猟に手を出させて、漁師に手を出させて、それでそれをいい高値で売ると、そういった状況もあるやに聞いておりますものですから、海上保安庁と全国の漁協の組合等なんかもどうしたらそういった密猟を防ぐことができるか、もういろいろと考え中なのだ、思慮をして、どういうふうな方向性を持って、これなら大丈夫ということであろうかということで、こっちの言葉で言うとかんめんちゅうだなど、そんな状況やに聞いております。

それで、さっき佐藤課長からあったのですが、次自分が聞こうと思ったのは、ナマコというのは何を食べて大きくなるのだろう、そんなふうに誰しもやっぱり疑問視することなものですから、そうしたら泥とかアワビのふんなんか食べて何か大きくなるというようなお話でした。ということは、餌代もそんなかかるわけでもない、そういった条件があればナマコは大きくなるという裏づけだと思うのです。飼育が簡単、そんなナマコですけれども、私はさっき申し上げたように白砂青松の西浜もあればいそ場もあって、そのいそ場をどういうふうに生かそう、そういうことを考えたときに、一つの漁業振興ということ考えたときに、もう小さな漁獲高しかない小さな漁村なんかはやはり率先して、育てる漁業、つくる漁業だと私は思います。先ほど高橋冠治さんからちよこつとお話をいただいたら、冠治さんは北海道でそういったの見てきた。そういったお話の中で、北海道の大漁協のトップである北海道漁協が、今やもういろんな意味でつくり育てる。私らの委員会、前の委員会でも室蘭、紋別等行って、それから網走もそう。知床のところもそう。やっぱり漁業者イコールサケを育てるといふことの執念に近いあの思いというのはすごいなと思って、いろんな話を聞いて帰ってきましたけれども、それにあらず、もうヒラメだとかさまざまなものを北海道では養殖で稚貝を育てて放流したりして、漁獲高を安定的に北海道漁協はやらなければいけないというようなことなのでしょう。やっているのです、北海道が。ましてや山形県のこういふ小さいところの今後の漁業のあり方ということを考えれば、私はずぶの素人ですけれども、もう育てる漁業、そうやって一つの方向性を計画的に見出さないと生き残っていけない。カキがいい例です。そんなことで、このことはこういうふうに結びたいと思います。さっきも申し

上げましたが、十六羅漢から三崎公園まで岩場のいそが続き、よき実証事業になると私は思います。ナマコの実証実験は、事業はいいと思います。遊佐町の育てる漁業の将来に期待したい。そんなことで結んで、このことについては終わりたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたしたい。見違えてすごいような実験がなされて、それがやっぱり将来を託するようなことが必ず来るな、そんなふうになるように願っております。

もう一つは、明細書の10款教育費の事務局費にある、節が19節、負担金補助及び交付金とあります、区分が。説明欄に特別支援学校通学費補助金とあります。私もいろいろ福祉教育には少し関心を持った時代もありましたものですから、あのころそんなだったかなというような思いの中で、今回この特別支援学校通学費補助金、50万円とあります。ことしの当初の予算、ではゼロだったのかなということはまずないねと思って予算書を見てみました。そうしたならば、当初の予算が151万8,000円とあります。こたびの50万円と合わせて201万8,000円というトータル金額になります、今現在のところ。しかし、しかしですよ。では、前年度の29年、その前の2016年とか、そういったさかのぼったときにはどうなのだろう、どういふことの決算で事業を終えたのだろう、そういうふうにしたので。それで、見たら平成29年の決算で通学に対する補助金は2万9,760円、29年。28年が2万7,480円。大体ずっとさかのぼってみても2万円台か3万円台の決算なのです。ということは、今回が異常なぐらい突出している。平成29年度までの状況を鑑みると、平成30年の場合は今のところ補正も入れて201万8,000円ということで大変な突出額です。これはどうしてですか。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

平成30年度の当初予算に今の特別支援学校への通学補助金を計上させていただきまして、大幅な増額になったわけでありまして、その件については今年度新たに小学校に入った子供さんの中の1人が特別支援学校に通学しなければいけないという状況がありまして、というのが両親が障がいを持っているご両親だったものですから、子供を学校まで送る手だてがないと、自転車にしか乗れないということでありましたので、30年度の当初予算には特別支援学校への通学補助という形で予算を計上させていただきました。大幅に増になったということでもあります。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) ご両親がそういった直接子供さんを特別支援学校、酒田の学校でしようけれども、に送っていくことができないからということでもあります。では、交通手段は何ですか。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

タクシーの運行補助という形になってございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) 自分も聾学校の時代と、それから新しく、あれは今の酒田の特別支援学校ということでの開校時に行ったことがあります。あれはたしか平成23年の年だったと思っています、開校したのが、現在の特別支援学校。やっぱり感じたのは、大体支援学校とか養護学校というのは普通はその分野の専門的な知識を持っている教諭の方が、例えば聾とか、聴力がちょっと問題があつてというような子供さんが入ってくれば、専従した専門的な方々が当たってくれる可能性が大なのです。そんなことから、やはり今回小学校に入る際に考えに考えて、その子供さんのことを考えたときに専門的な教育を受けたほうがいい、そういった条件で子供を成長させたほうがい

ということと特別支援学校に、町内の学級ではなしに、特別支援学校を選択をされた、入学をされた、そういうことだと思うのです。そこで、今平成30年度において遊佐町から、いわゆる年代的に幼児の最初のクラス、それから小学、中学、高等部、この4部門があります。そのときにその4部門、幼児、小学、中学、高等部の状況に遊佐町からこの4つの中に何人ぐらいつ入っておられるのか、これつかんでおられますか。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

正確な数字は今手元にございませんで、後ほど報告したいと思います。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) 遊佐町の子供がそうやって酒田市にある特別支援学校に通いで通学しているわけですから、そういう子供さんの所在が、いわゆる町内の5つの小学校や1つの中学校、管理状況は県管理になるけれども、高等学校もある。そういった状況の中で、把握をする、特別支援学校にどのぐらいの人数の子供さんが遊佐町から行って、そしてこういうようなクラスの中で勉強とかいろんなことに励んで成長しているのだということは、最低限やはり担当課として必要ではないのでしょうか。

では、ちなみに申し上げます。課長は、毎年時でもあそこの特別支援学校に参観とか行かれたことありますか。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

今私も2年目の担当、所管の課長となっておりますが、まだ出席したことはございません。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) 決してだめだとか、そういう問題ではなしに、忙しい皆さんの状況において、それでも担当課の人は、1年に1回でもいい、そういった子供さんの現場を見て励ましてくるとか、いろいろ状況を知るとか、そういったことは私は必要なのだと思います。どうでしょう、教育長。

委員長(松永裕美君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 学校教育指導係長がちょうど卒業式、入学式と、町内の学校と重なる時期でもあるものですから、指導主事が入学式、卒業式には必ずご案内いただいて出席して、子供たちの激励も兼ねて声かけをしております。あと特別支援学校とのつながりは、特に就学指導、保育園、幼稚園の在園児が就学する際に、やはり今委員からご指摘あったとおり、どちらの学校かということで親御さんがいろいろ判断に迷う場合もございますので、そういった検査等も含めて指導主事を通して学校とつないで、一年中連絡とか相談には乗っております。もちろん就学に限らず小学校、中学校に入っているお子さんでも、やはりそういう専門の知識なり技能を持った先生方から見ていただく必要、特に言葉の関係なんかはそうです。そういうことでは常に支援学校と連絡しながら、ご指導いただきながら、そして町の就学支援委員会、これもございますけれども、支援学校の教頭さんには必ず入っていただいてご意見等伺って、子供たちの就学、進学等につなげていると、そういう状況でございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) 親御さん、ご両親、ご家族からすれば、町の教育委員会とか教育課で毎年、遊佐から行っている子供さんは元気に頑張っているかな、見に来てくれているのだとか、やっぱり住民と教育委員会及び教育課の相互信頼です。私はそう思います。相互信頼があればこそ、住民はこういうことどうしたらいいだろうとか悩みを聞いていただいたり、解決しなければいけないことだったら、こうしたらどう、ああ、ありがとうございますということ

もあり得る。それは、お互いが持てるような信頼があるからです。そういうことでぜひとも、お二人が行かなければいけないということではないわけですので、教育課のどなたかからでも行っていただいて、それでこういうことでしたよということでもいいわけですし、報告を受けるということでもいいわけですし、ぜひそういった相互信頼の関係の特別支援学校と遊佐町であってほしい、願います。

先ほど交通手段はタクシーだということで、ぱったり切って、その算定はどういうふうな算定になるのですか。1人当たりの算定は、距離とかいろいろあるのか、いや、タクシーの距離的運賃はこうだから、その往復だからこれだけだとか、やっぱり算定はあるのでしょうか。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

タクシー代につきましては、特別支援学校までの往復の運賃という形になってございますので、そういうかかった費用、実費をそのままタクシー会社に支払いをしているという形になっております。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) 実はあそこ、酒田の県立特別支援学校、前は寄宿舎があったのです。ですから、親御さんなんか毎日毎日通学のために送り迎えをするということがなくやれた時代も、それが平成27年に寄宿舎が閉じまして、28年には閉舎しました。それもやっぱり大きい影響があるのかな、いわゆるご家族とかご両親のいろんな意味でご負担にもつながるのかな、そんなふうに思っています。こういった通学の対象として、鶴岡にも県立の養護学校とかあります。中等部とか高等部なんかもあります。それも対象内なのでしょうか、通学するのに、補助金として。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

まずは、基本的にはご家族が通学の補助をするということとっておりますけれども、あるいは自分で交通機関に乗れる方は自分で行くという形になっておりますが、今回私どものほうで補助した方については、どうしても両親が交通手段を使用できないということでありましたので、タクシー補助という形をとっているということでもあります。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) もうまとめますけれども、障がいがあるにしても、私はこう思うのです。よくそういったことの専門家は言う。それも個性なのだと言われます。障がいを持つということは、それぞれのいろんな広範な障がいの状況があるけれども、いわゆる健常なというような言葉使っているのかどうか、そういった子供さんと、それから何らかの障がいを持っている子供さんと、言葉の上でも、それから文字の上でも隔たりを持たない。それは個性なのだと言われる方もおる。私もそのとおりだと思ふ。どうか通学を余儀なくされた酒田の特別支援学校の子供たちのためにも、ご両親なんかいろいろと町でもそういった補助の政策を執行してやってくれているというのはありがたいというような気持ちになるでしょうけれども、そういった個性のある子供さんが、やはり町内の特別支援学級もそうなのですが、酒田の特別支援学校においてもしっかりと先ほど申し上げたようにバックアップして、町としても行政としてもバックアップして、しっかりと信頼関係を持っていただきたい、そういうふうにお願ひして、教育長のお考えをお聞きして、終わります。

委員長(松永裕美君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 先ほど通学している児童生徒の人数、間もなく届くと思ひますけれども、ちょうど担当の指

導主事がきょう出張でいなくて、数字が今すぐ出なくてと思いますけれども、やっぱり通っているお子さんがいらっしゃるし、支援学校に。鶴岡には高等養護学校もございます。そういうことで、あそこは試験を受けて入るということで、誰でも行けるわけでもありませんので、本町から通っている生徒がいる場合もありますし、いない年度もあるわけですが、そういった子供たちの適正就学ということでは指導主事を中心に丁寧に保護者と連絡をとりながら、ご意見等も伺いながら、しっかり対応しているというふうに思っておりますので、今後とも委員がおっしゃいますように子供たちのそれぞれの特性なのであると、そういう視点を大事にして、支え切っていきたい、応援していきたいと思います。

以上でございます。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) すみません。私のほうから若干補足をさせていただきたいのですが、特別支援学校のほうにタクシーの運行補助出しているわけでありまして、その子供については障がいの程度がありますので、まだ手帳をもらう以前の子供でありましたので、もし障がい手帳をもらっている方であれば福祉関係の補助、自立支援の関係の補助を使って通学が可能だったわけなのですけれども、それができなかったということで町のほうで、教育委員会のほうで補助をしたという経過がございます。よろしくをお願いします。

委員長(松永裕美君) これで8番、佐藤智則委員の質疑は終了いたします。

1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) 最初に、総務課長に個々の中身ではなくて補正予算の編成方針について伺いたいと思います。ここで今さら述べるまでもなく、補正予算というのは補って正す予算ということで、本予算があつて、それのあくまで補完的なものだというふうにつかえるのが筋だと思うのですが、今回の中身を見てみますと、例えば除雪経費で3,000万円の補正予算が組まれております。もう一回言いますけれども、中身には入りません。あくまでも考え方、捉え方です。それで、概要書の説明を見ると過去8年間の参考実績で算出ということ書いてあります。昨日具体的な中身を地域生活課長とやりとりしたときに、毎年、雪の多寡はあるものの、5,000万円ぐらいは必要だという話でした。ということは、当初から5,000万円を組んで、もし雪が多かったら補正するというのが補正予算の考え方、予算の組み方の本筋だと思うのですが、なぜか、特に除雪経費に関して言うと、毎年ならわしのように補正が、今の時期です。12月とか本当雪降ってからの補正ではなくて、今の時期に補正がされている状況になっております。果たしてこれは補正予算のあり方、もっと言えば予算のそもそもの組み方として、本筋論から外れるのではないかと思うのですが、そこら辺は予算の編成の責任者である総務課長としてどのようにお考えかお聞かせください。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

町の予算の編成につきましては、まずは振興計画、3カ年計画であります毎年の実施計画に基づいて編成を行っていきます。計画が策定になってから、そして予算編成をして、その案が出た段階でその誤差を確認をさせていただいておりますが、いわゆる実施計画達成率というものを outsizing させていただいております。計画行政、計画財政という基本的な方針にのっとり実施計画を大切に編成をまいりました。その達成率につきましては、100%とはいきませんが、90%台の相当高い比率を示しております。ただ、残念ながら100%には到達しません。当初計画の編成におきましては、どうしても財源の見通しが立てにくいというようなところがございます。11月から

始まって、その作業は大体議会前の2月で案を決定するという、その期間において見通せない。特に町の財源の中核をなす地方交付税、自主財源である町税、あるいは繰越金がどの程度かというようなところが見通せないというようなところがありまして、ややもすると普通交付税につきましては、今年度も1億数千万円の減額になってしまったといったことが示すとおり、昨年は減額幅が5,000万円台だったと思います。この3カ年で普通交付税については2億円の減というふうな状況となってしまった、この実態が示すとおり、当初予算の編成を厳しく、歳入を厳しく見ないと年間の財政運営が立ち行かないというようなことを考えまして、歳入を厳しく見、すべからず歳出について影響を与えてしまっているという現状がございます。その際、個別には除雪経費を取り上げていただきましたが、もう一つ、道路維持費も同じような形で、毎年ならわしのようというお話ありましたけれども、ここ二、三年につきましては確かに当初予算で少し実施計画どおりいかない形での、減額査定ということで、ただし財源が見通せた7月以降の状況を見て、9月の補正予算の中ではその分を手当てをさせていただくというふうな申し合わせの中で当初予算を組ませていただいておりますというものでございます。何度も申し上げますとおり、普通交付税については政策的に変動、影響を受けるというようなことがありまして、国の動向がある程度読めた時期についてはしっかり実施計画のとおり盛りかせていただいております。ここ数年は確かに減額査定というふうな形で、原課のほうには本当に申しわけない状況になっておりますが、その辺をご理解をいただきながら予算の編成に当たってきたという状況でございます。

以上です。

委員長(松永裕美君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) 今の課長の答弁の中で気になるフレーズがあったのは、見通せないと、特に地方交付税を念頭に置いてだと思っておりますけれども、見通せないので云々という話がありました。それは確かにそうだと思います。それは、私もそのとおりだと思います。ましてや最近世の中いろいろな出費が国としてもあるでしょうから、ますます変動要因は大きくなってきているというのは十分わかるのですが、ただそれはそうとしても、毎年特に寒冷地のここにおいて必要とされる5,000万円、除雪費にちょっと注目して言いますけれども、それすら見通せない。収入の分です。収入が寒冷地絶対必要だと。要するに道路の補修だったらちょっと来年度に回してくれということもできるかもしれないけれども、程度によっては、でも寒冷地で雪が降ったから雪がいつばいある、除雪はできないから、では次の年に回してくれというわけにいかない性質のある除雪費において、5,000万円が見通せないというふうなもしこの町の財政状況だとすると、相当この町の財政状況は逼迫しているというふうになってしまうと思うのですけれども、それないわけではないですか。そこまでは至っていない。そう考えると、見通せないという言い方はこの話に関しては私は整合しないような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) 歳入の持ち方について二、三の例を挙げて、見通せない理由、状況についての、そのことについてはご理解をいただいているかというふうに思います。予算の編成において、事業の執行時期、取り組む時期というものもあるわけでありまして、除雪につきましてはまず12月以降というようなことが、これはもう確実にございますので、補正予算につきましては臨時会を除いて6月、9月、12月、3月とチャンスはあるわけでありまして、それぞれ財政側としては、補正のタイミングにつきましては補正の意義というものを内々持たせていただいております。この9月期というのが、繰り返しになる部分ありますが、しっかりと主要な財源を確定をさせた上で、まだ9月以降半期でございますので、除雪経費にかかわらず2次的な政策的予算を組んでいくというふうな9月補正の

意味合い、性格を帯びているというふうな捉え方をしていただければと思っております。そういった趣旨も内々に持ちまして、あくまでも財政の基本的な編成の方針、例えば何度も申し上げているかと思いますが、入るをはかりて出るを制すというふうな論点に立った厳しい当初予算の編成をさせていただいているというのが実態でございます。端的に言えば、除雪経費については9月でも間に合うというふうなこともありまして、それまで待つてください。今回一定規模の補正額になりましたが、実は例年の除雪の実績、これも冬にならなければわからないわけですが、大体最近は一億五千万円は優に超しているというような状況ではありますが、豪雪であれば七、八千万円というふうなことであります。平均をとると、私が担当していたころは3,000万円から4,000万円というふうな年間の除雪経費が、その程度で済んでいたという時期もあって、必ずしも大規模な補正が必要ない時代もあったというような、そういった過去の実績も見ながら、財政的な運営とうまくバランスをとりながら補正予算を編成させていただいているというようなことでございます。

以上です。

委員長(松永裕美君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) 時間的には丁寧に説明いただいたと思うのですがけれども、私の申し上げたいこととかみ合っていないような気がするのです。言葉尻を捉えるわけではないのですが、9月議会での予算の編成、補正に関しては、今の課長の答弁だと二次的政策について検討するものだというフレーズが出てきました。それはそれで、本当にお金が余ったのだという要素もあると思うのですが、だとしてもその前に除雪は12月以降の執行が確実だという話でしたけれども、でも12月以降でも、それはそれでそういう性質のものであって、その年のうちに執行するのは変わらないわけじゃないですか。そう考えると二次的でも何でもなくて、あくまでも年度内にすぽっと入る、絶対外せない予算ですので、やはりこれ二次的政策云々という話に乗るようなものではないというふうに私は思うのです。それで、だとすれば考え方の確認をしたいのですが、私は予算の基本は本予算で上げるべきであって、あくまでも補正は本当に例外的にやるべきだという考えなのではないかと、課長はそうでなくて、本予算は大まかなところでいいと、あくまでも補正予算に関しても消極的でなくて積極的にあっているのではないかという考えであればわかるのです。そこら辺の基本的な考え方はいかがなのでしょう。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) 二次的な政策に取り組むとは言っておりません。すみません。言い方が悪かったのかもしれませんが、いわばといいますか、年間の財源の見通しがついたときに後期ののろもろの政策課題に 대응できる財源となり得ると、結果的に、政策的な予算に限らず、財政調整基金なり、あるいは目下の新庁舎建設事業の進捗に伴っての今現在の6億円の基金が最終的にどうなのかというふうな政策判断に基づいて、さらに基金の積み増し、あるいは増減調整、繰戻しというようなことが一定ここでめどがつくという段階の9月補正だということ、今回は繰り越し剰余金の2分の1については財調に積み立てというふうな判断をさせていただいたのもその一つでありまして、委員おっしゃるとおり我々年間予算と言っております。つまり予算というのは予定というふうに変えて理解していただいても結構なのですが、1年間の予定、これを年間予算として、国県補助金の見通しもなるだけデータを積み上げながら、普通交付税についてもなるべく政府の方針をしっかりと捉えながら予算の編成に当たるというのが、地方自治法の規定の中にもありますとおり、そのとおりなのですが、基本的な方針、大方針の一つ、入るをはかりて出るを制す、そして過大な見積もりはやはりこういった中小規模の町においてはなかなかしにくいというようなことで、遊佐町方式といわば言ってもいいのかもしれませんが、そ

のような大方針のもとにこのような調整をさせていただいているという内容でございます。

以上です。

委員長(松永裕美君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) この話は平行線のようなので、余りこれ以上は言いませんけれども、1つだけちょっと確認したいと思います。その前に1つ、やはり言葉尻は捉えたくないのですけれども、今気になるお言葉がありました。過大な見積もりという話があったのですけれども、例えば除雪費を例にして言うと過大な見積もりになっていないと思います。ですので、いろんなほかの事業で過大な見積もりという話もあるかもしれませんけれども、少なくとも除雪費に関しては過大な見積もりということは今回の補正に関しては当てはまらないと思います。

それはおいておいて、お聞きしたいこと何かというと、編成の技術的な話です。例えば財政調整基金の活用等々もあり得るわけですので、そういうものを使って、何回も除雪費を例に挙げますけれども、当初予算で5,000万円を組むということが技術的に不可能なのかどうか、そこら辺はいかがでしょうか。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) 技術的には可能です。

以上です。

委員長(松永裕美君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) わかりました。この話はここまでにしますけれども、ただテーマとしては本来であれば一般質問にも匹敵するような大きな部分もありますので、今後とも注目していきたいと思います。

それでは、一般会計の補正の中身に入ります。事項別明細書の9ページですけれども、今回の補正予算の中で最も大きなウエートを占めているのが言うまでもなく新庁舎の建設関係のお金だと思います。約1億1,300万円、もろもろ含めれば、計上されておりますけれども、まず13節の委託料に基本設定委託料等というふうに説明書きがあります。等というふうになってはおりますけれども、この中にいわゆる新庁舎建設に係る地盤調査のお金も当然含まれているというふうに思っているのですけれども、この地盤調査というのはどういう、一般論というよりも、今回の役場庁舎の建設に即してお答えいただきたいのですけれども、どのような調査項目ですか。当然この場所は、いわゆる軟弱地盤という特殊性もありますし、上に建てるのは役場庁舎という、それはそれで一種の特殊性もありますので、そういう部分を加味して、やはり当然それなりの調査が必要になってくるとは思いますけれども、今回の地盤調査はどのようなものなのか、今のことに即してお答えをお願いいたします。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

委託料2,647万1,000円、基本設計、委託料等としておりますが、これ基本設計委託そのもの、業務委託そのものの現在不足額を補填する部分と、それが2,048万7,000円、そして今お尋ねの地質調査委託料540万円の内訳でございます。細かく言えばもう一つ、2万円ほど別の委託事業費が入っておりますが、それはこっちにおいておきまして、地質調査の委託につきましては基本設計業務が今年9月の21日、プロポーザル提案、その審査によって設計業者の選定が行われた暁には、10月に入りましたら速やかに基本設計業務の契約を行って作業に入っていきます。その過程において、基本設計は3月まで、年度内いっばいかかるかと思いますが、その中で恐らく12月ころになろうかなと思いますが、ボーリングの箇所を決めた上での調査に入っていきたいと。土質だとか地盤の軟弱度合いについて、その作業によって明らかにしていくということになろうかと思っております。

以上です。

委員長(松永裕美君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) 今現在建物の位置については役場庁舎の東側という方向ですけれども、建物の床面積、規模だとか工法だとか、あるいは2階建てなのか、はたまた3階なのか、地下室があるのかとか、そういうことについてはまだ、腹案はあるかもしれませんが、方向性は出ておりません。そういう中で、地質調査をするということで、その中で地盤の軟弱性だとか、どこまでいけば支持層があるのかとか、そういうことを調査ということだと思うのですけれども、順番ですよ。いろいろな考え方あるのでしょうか、そうすると今回は地質調査をして、その状況を見て上物の構造を決めるという発想になってくるのでしょうか。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) 逆です。基本設計で建物の構造、大きさ、位置、向き、そういったものをおおむね明らかにした上で、明らかにしないとどの地点でのボーリングが必要かというのがはっきりしませんので、そういう順序で進めていきます。

以上です。

委員長(松永裕美君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) そうすると、地質調査の時期としては、今おっしゃったような建物の構造等々が決まった後実施すると、時期的なものに関しては、そういう理解でいいでしょうか。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) そのとおりでありまして、年末から年初にかけてということに、今のところそういう予定を立てております。

以上です。

委員長(松永裕美君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) わかりました。タイトな日程だと思いますけれども、前後関係もしっかりそれは把握しながら進めていただきたいと思います。

次に、その下の下ですけれども、17節の公有財産購入費ということで2,170万円計上されております。役場庁舎の建設予定地の現在田んぼの場所の購入費だということだと思うのですけれども、何を聞きたいかという、私が今回の役場庁舎の件で気になっている一つに、役場庁舎、東側に建てるという前提ですけれども、そこへの出入り、進入経路です。現在の駐車場、当然ありますけれども、その進入経路の幅、一定の幅ありますが、その奥に役場庁舎を建てるに当たっては現状の通路の幅では狭いという認識を総務課長はお持ちで、そのことは全員協議会等々で発言されております。ただ、現在のままですと何もアクションがなければ今の駐車場の通路をそのまま使う。若干線引いたりとかはするかもしれませんが、幅に関してはそのままいくということになってしまうのかなというふうに思うのですが、そこら辺いかがなものでしょうか。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えいたします。

新庁舎への進入路、そのメインとなる道路につきましては、今のところ私たちの構想としては、この前の県道から交番署の南側を通して、交番の南側、今交番用地になっています。交番用地から八ツ面川、都市計画道路に抜けていくということの一つの理想的な進入路、出入り口、メインの道路としたいということで、ただ人の敷地の話で

ありますので、交番ないし管轄の酒田警察署のほうには担当のほうと一定の協議をして将来的な話し合いをしておりますが、もちろん確約云々ということはないわけでありまして、これはこれから正式な形で文書で用地の買収を図っていくよう要請をしていきたいというふうな今段階の構想、段取りであります。若干その話は、若干ですが、庁舎建設に関する調査特別委員会の中でも触れさせていただいたかと思えます。ただ、それは将来的な、そしてまだ構想の段階でありますので、今現在は差し当たって先行する若者定住住宅等との間にメインの道路を設けると、交番用地を除いた形で。交番の敷地の東側、建設予定地の南側に道路を敷設をします。これはわかりますよね。つまり若者定住住宅地との間になります。そこに、これも第3次の実施計画に盛りさせていただく予定であります。そこに都市計画道路に結ぶ形で12メートルの道路を敷設をさせていただく予定でありますが、これも3カ年計画の中での計画でありまして、差し当たり予定地部分、100メートルにも満たないわけであります。その予定地の南側に道路方をつけて開発許可申請につなげていくと、開発許可につなげていくというようなことで今作業を、造成、設計等を行っているという状況でございます。

委員長(松永裕美君) 1番、齋藤武委員。

1 番(齋藤 武君) いろいろ計画あるのはわかるのですがけれども、今議題にしたいのは、ここの町道からの出入りの話です、あくまでも。そこに今絞ってお話したいと思うのですがけれども、結構重要なことだと思うのです。課長が今の駐車場への出入り口狭いという認識をもし捨てましたと、やっぱり広がったですというふうに言うのならわかるのですがけれども、狭いという認識が生きたまま、今回土地を取得しましたと、奥の田んぼ。ところが、最終的に、10年先、20年先はわかりませんが、ここしばらく、少なくとも役場庁舎ができるまでの間に、交番の南側ですか、今交番の駐車場になっているあたりだと思うのですが、そここのところを通路にできなかったということになってしまうとおかしなことになってしまうと思うのです。それでも役場庁舎の建設というのは突っ走っているのか、そこら辺はどうなのでしょう。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えします。

今年度からということの取り組みになりますが、最終的には32年度完成で、4月から開所という段階では、先ほど申し上げました実施計画で取り組む。その計画にのっとって取り組む。予定地の南側に敷設する東西の道路、これを同時に完成させて、若者定住住宅地のほうからの出入りと、あるいは八ツ面川方面からの、東側からの出入りと、両面可能な形で取りつけ道路を敷設をするという予定でおります。計画の内容、これ委員の所管になるわけですが、今年度は開発行爲に合わせて若者定住住宅地と接続する形での取りつけ道路を道路型をでかすと、碎石を敷くまで、完成をしますと、これが開発許可の条件になっていこうかと思えますので、そこまででかします。31年度になりましたら、これ地域生活課の事業になっていきますが、路線あるいは用地測量、あるいは道路設計、そしてそれを行っての用地の取得にまでこぎつけたいと。そして、32年度には、最終年度には道路の新設という形で、敷地の南側に結んでいくというのが今現在の構想です。これから実施計画に上げていきたいと考えております。ですから、ここの現在の駐車場への出入り口、これはもうごらんのとおり非常に手狭なわけでありまして、これをメインにするということはまずなかなか考えにくいのかなと、交通安全上も厳しいのかなというふうな前提のもとで、今その計画づくりなり作業を進めているということでございます。

以上です。

委員長(松永裕美君) 1番、齋藤武委員。

1 番(齋藤 武君) そうしますと、今のここの県道からの出入りというのは、あくまでも裏口的な位置づけというふうにもとれるのですけれども、そうなってしまうのですか。道はつけかえて、要するにここはもう裏通りだと、この通りは。今度は子どもセンターのほう、あっちのほうから入る道を太くつくりますから、あっちをメインにしてくださいという話になってくるのかというふうに受け取れるのですけれども。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) 最初に申し上げましたとおり、やはり町民の利便、あるいは若者定住住宅地からの南北の出入りになるとちょっと交通量が多くて、いわゆる閑静、閑寂なたたずまいの若者定住住宅地がちょっとにぎやか過ぎてしまうかなというふうな懸念もございまして、メインはさっき申し上げたとおりこの県道から八ツ面川の都市計画道路に結ぶ形で、東西で出入りしていく、12メートル道路を完成させたいというのが今のところの町の構想です。そのように警察署とも協議を行ってきたということでございます。ただ、そこは相手があることでありますので、今ここでももちろん約束できることでもありませんし、軽々に発言することもこれ以上は控えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長(松永裕美君) 1番、齋藤武委員。

1 番(齋藤 武君) 32年度末までに完成という、これは補助金、交付金受ける要件の話ですけれども、だとした場合に余りにも時間がないという中において、交番のそのところが実際入手、取得できるのか、要するに道路にできるのかということが今の段階でわからないで果たして土地買っていいのかという気がするのです。やっぱり全体計画、もしひょっとして仮に交番がだめだったというふうになってくると、町並み、町づくりの全体の感じがかなり変わってきってしまうと思うのです。そこら辺やっぱり町民の皆さんの合意だとかイメージづくりというのもされていない中で、いや、仮に道が向こうになって、こっち裏口になってしまった場合です。交番のところが取得できないとなった場合に、警察署の場所です。そうなった場合に、こっち裏通りの的になってしまうわけじゃないですか。そういうこともあり得るといっても含めて周知になっているのであればまだしも、そういうなっていない中で、果たして今、時間ないのは重々わかるのですけれども、交番の話がもし必要であればもうちょっと早く動いておくべきだったろうし、具体的なアクションとして、文書の差し入れも含めて。ですので、そこら辺私非常に疑問があるのですけれども、実現可能性、交番の部分を道路化するというに関しては実現可能性、余り言えないという話でしたけれども、そこをどう捉えているのか、お願いします。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) 委員が懸念する事項について、合意形成になっていないという、そのお話につきましては、その言い分につきましてはちょっと違和感があるなど。つまり検討委員会でもこのことは共有されていますし、その検討委員会には議会からも入っていただいておりますし、さらに調査特別委員会の中でも説明をさせていただいておりますし、さらに7月の24日に議会から出された要請書には、全部で4項目ございまして、その第1項目めに、建設場所に関して役場東側駐車場周辺を適地とし、町民の動線、利便性に配慮することというふうなことまで要請を受けておりまして、このことの報告も検討委員会にさせていただいておりますし、十分合意形成、説明会でもそうでありますけれども、町民説明会でも、合意形成はできているのかなというふうな認識であります。その上でなのですが、何度も申し上げますとおり、町民の利便性を考えたときにやはり現段階では一番いい姿を目指していきたいなと思っております。ただ、相手があること、わかりません。一応情報では、交番につきましては、大分今

現在の交番も古くなって、改築計画あるのだそうです。そのタイミングで何とかお譲りいただくすべはないものかというふうな話もさせていただいております、これ33年度以降と聞いておりますので、残念ながら開所には間に合わないのかもしれませんが、そこはあくまでも我々は理想を追って、一番いい姿、最終的には町民の利便性、もう五十年、百年の大計でございますので、最終的には一番いいアクセス、動線の姿を模索していきたいというふうに考えております。その際、今現在の出入り口、そこに引っ込んでもらうというふうな話も、要は土地の交換をしてというような話も実はさせていただいております、もちろんノーコメントというふうな、リアクションはありませんでしたけれども、これから正式に年内にその要請をしていきたいと、文書で要請をしていきたいと考えております。

以上です。

委員長(松永裕美君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) 誤解なきように申し上げますと、合意形成という言葉私使いましたけれども、その合意形成の合意する方々の範囲ですけれども、それは審議会の委員の方だけではなくて、町民の皆様広くという意味で使った言葉というのを申し上げたいと思います。

それから、もう一つ、議会からの申し入れを引き合いに出していただきましたけれども、それには確かに役場東側云々というのはありますが、その前提はあくまでも利便性の確保というのが大前提なのです。それがなければやはりその話というのは支持を、基盤を失うわけですので、利便性を確保した上での東側というふうに私は理解しております。ただ、ちょっとすみません、時間がないので、次に行きたいと思います。

同じページの8番の企画費の中の8節報償費です。公害等調整委員会代理人出席報奨金という項目があります。言うまでもなく臂曲碎石事業に関する紛争の解決に向けて動いているという中で公害等調整委員会の出席の話です。この話は、公害等調整委員会という話、単語になっていますけれども、実際のところは山形地裁での係争も含める中で公害等調整委員会の話ですので、ぜひこの場で町長から決意をお聞かせいただきたいと思うので、お尋ねいたします。8月21日の山形地裁の裁判で判決が出されました森林法に関する件ですけれども、県はそれに関して控訴を断念ということでした。ただ、控訴を断念したのですが、当然事業者は改めて申請をするでしょうし、県は県で町に対して改めて同意書を、要するに業者と町は同意書を結びなさいという指導を県は変わらずするのだと思います。そのときに町がどういう対応をとるか。前回は同意書を、要するに同意しないということで同意書にサインしなかったわけですけれども、次もほぼ同じようなことが繰り返されると思います、少なくともそこまでにしましては。そのときに、では町はどういうふうに対応するのかということが問われるわけですけれども、町長、そのことに関して、これまでの流れも含めてどういう対応をとるおつもりなのか、決意をお聞かせいただきたいと思います。

委員長(松永裕美君) 時田町長。

町長(時田博機君) 公害等調整委員会に申し出た岩石採取に関しては受け付けなさいよということでしたし、林地の開発については山形地裁にという形になったわけですけれども、県もしっかり受理をしないよと、これはまさに裁判の結果というのは手続に関するものだと思っております。ただ、林地開発の基準を求めようとかいろいろ、町でつくろうか、県でつくろうかの議論もあったのですが、トータルで1つの事業についての制限等という考えについて、私はもっと大きな全体の環境を保全するという視点での行為がやっぱり県にも町にも求められるものだと思っています。7月4日にちょうど岩ガキプレゼン、土地連の皆さんと、中央要望会がありました。岩石採取等に対して山形県のいわゆる国会議員はどのような反応をしてくれているのかという吉村知事からの申し出に

よりまして、全ての国会議員の事務所にお邪魔をして、そして要望書は出させていただきました。まさに議会で出した要望と同じ趣旨の要望でありますけれども、それらと、お一方からは経産省に直接出向いて交渉するから、職員派遣してくださいよという大変ありがたい申し出をいただいた国会議員もお一人方いましたけれども、ほかの議員からは何ら反応が残念ならなかったということにちょっと落胆をしているものであります。ただ、その折に林野庁の、今は退官されましたけれども、沖さんという次長から林野庁長官になった方に、ほとんど植栽がされていない、だけれどもそこをまた新たな開発行為としてやろうとする事業者から大分苦しめられていますという、林野庁の長官としてはどのようなアドバイスありますでしょうかという話を直接長官にぶつけてきました。同行した菅原委員もいらっしやいましたので、それらの私の同行した話は直接菅原委員はお聞きになっているのだと思います。ただ、林野庁長官はやっぱり林野行政において一定の開発行為は、それは林地開発という形でオーケー出されたものについては、それはやむを得ないところもあるよね。だけれども、再申請、再々申請をしたところに、植栽しても植えられていないところをまた新たな開発行為を、林地の開発を行うということ自体については、それは林野行政完全に無視していますよね。そんなことが許されたら林野行政なんかもちませんよねというのが沖林野庁の長官のご発言でした。私も意を強くしましたので、やっぱり林地の開発について、今山形地裁について県が受け付けるといふ形ありましたけれども、新たな林野行政、それらが全く森林法等無視した形で開発行為進められる、確実な計画なわけですから、そして逆に3Dのグラフィックスを今専門の事業者につくってもらっている。9月いっぱい完成すると伺っています。10月になったらやっぱりしっかりとそれらを町民の皆様、それから審議会、議会の皆様、いろんな形で、環境保全会議の皆さんからまずは見ていただいて、現状がこう、そしてこれから新たな計画でどのぐらいになるかと。やっぱり目で見るといふのは物すごく新鮮で説得力があるものだと思いますので、それら等に、私の遊佐町として林地開発に同意するということは私自身は考えておりません。そして、トータルの視点での開発行為について、県が一つの採石法のみならず、林野の問題と環境の問題、水循環、採石等含めてトータルで総合的に判断して、採石についてノーと言っていたわけですから、それらの県と力合わせながら進めていかなければならないと思いますし、県に対しても実は林地開発についてもやっぱり認めるべきではないという形の町としての考えをしっかりと伝えていきたいと思っておりますし、議会のほうからも実はそれら等、行政と一緒に新たな森林の林地の開発についてはやっぱり認めるべきではないのではないかという意見書等、出していただければ大変ありがたいと思っております。

以上であります。

委員長(松永裕美君) 1番、齋藤武委員。

1 番(齋藤 武君) 林地法に基づく申請に係る同意書の話があった場合に、同意することは考えていないという発言がありました。これから申請が具体的に上がってくるでしょうけれども、ぜひそれはそのとおりお願いしたいと思います。

時間も無いのですが、その話はその話としまして、具体論に入ります。実務的な話なのですが、公害等調整委員会へ出る、要するに出席して仕事をするというのが今回の弁護士の仕事であって、それに関するもろもろの経費だということなのですけれども、公害等調整委員会というところは公害等ということで、いわゆる典型的な公害も扱っているのですけれども、等の部分で石とりだとか砂とりの部分を扱っているという機関です。ただ、実際問題、石とり、砂とりに関する部分というのは全国的に見ても、星の数ほどある裁判に比べれば相当少ないわけなのです。そう考えたときに、やはりそういう分野に精通している弁護士の方あるいは専門家の方というのは、当

然いやが応でも限られてくるというふうに思います。現在遊佐町がお世話になっている弁護士の方なのですから、公害等調整委員会、特に等の部分です。石とり、砂とりに関して遊佐町以外での案件を公害等調整委員会を通して扱ったことがあるのかどうか、わかる範囲で結構ですので、お尋ねしたいと思います。

委員長(松永裕美君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

正確には確認はとれておりませんが、公害等調整委員会等に関する審理に参加したことはないと思います。

委員長(松永裕美君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) さむらい業は、いろんな業種があるのですけれども、当然経験値もあるのですけれども、それと同時に得意分野、裏返せば不得意分野というのが人によってはあつたりします。弁護士も刑事から民事から、国際法だとかいろいろあるわけですので、それぞれの分野、オールマイティーに当然こなす人もいますけれども、ある特定の分野を専門にしている人もいます。そうしたところで、今お世話になっている弁護士の方は遊佐町にゆかりがあつてこれまでお世話になっている方もいるわけですので、それはそれとしまして、改めて思うわけなのですが、その方々が公害等調整委員会に関する件を遊佐町以外では扱っていないと、遊佐町が初めてだということであれば、扱ったことがある弁護士の方をさらに応援を頼むということも十分これはありだなというふうに思うのですけれども、そこら辺というのは検討はされたことはあるでしょうか。

委員長(松永裕美君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

今回この公害等調整委員会に関しては、あくまでも訴えられているのは山形県ということで、実質的に調整委員会に対応するのは県の弁護士ということになります。町としては、これはまだ決定事項ではありませんけれども、参加人として参加する、しない、それは県の要請によって参加するということになるかと思えますけれども、町の参加人としての立ち位置というのは、あくまでも水循環条例に関する部分に対しての参加とそれに対しての弁護ということになりますので、そこは町としては検討していないということでございます。

委員長(松永裕美君) 1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) 確かに遊佐町が直接公害等調整委員会の要するにメインとして俎上に上げられるということは、それは制度上ないわけですが、ただ町が県と一体となつてやっていくということであるとすれば、町の弁護士が公害等調整委員会について当然それは知っていたほうがいいわけだと思うのです、それ普通に考えて。そういうこともあるし、当然公害等調整委員会の動き、独立の機関ですが、裁判所とは。だけれども、100%関連性がないかという、それは判例の積み重ね等々お互いありますので、100%関連がないとも言い切れないということにおいて、やはり必要な専門家は、それは力をかりてしかるべきかなというふうに思っております。ただ、もっともこの話はボリュームが大きいので、これ以上はここでは踏み込みませんが、ただ今後公調委だけではなくて、この紛争、一連の紛争に関してはさまざまなことが出てくるということは十分予想できますし、あとこの紛争が終わった後も、では終わりかという、業者が石をとりたいという意思がある限り新たな申請というのは角度を変え、手をかえ品をかえかもしれませんけれども、出てくるという中において、終わりが無い闘いと言えなくもないので、やはりこれは常に最新の情勢を集めて向かっていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

委員長(松永裕美君) これでは1番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

先ほど8番、佐藤智則委員への答弁漏れがございましたので、佐藤教育課長より答弁いたさせます。

佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) まずもって答弁が遅くなりましたことおわび申し上げたいと思います。

先ほどご質問ありました酒田特別支援学校に通っている遊佐町からの人数について判明しましたので、ご報告をさせていただきます。まず、幼稚部については遊佐町から通っている方はおりません。小学部については7人です。このうち4人が鳥海学園の入所者ということになります。また、中学部のほうには4人、このうち全てが鳥海学園の入所者、4人です。高等部については10人ということで、このうち4人が鳥海学園の入所者ということで、総勢21人ということで、そのうち12人が鳥海学園の入所者ということでありまして、鳥海学園のほうにはまずは町外出身の方が多いという状況もありますので、全員が町外出身と仮定すれば、実質遊佐町出身の方は9人という形のごとでございます。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員。

3番(菅原和幸君) 手短かに最初質問させていただきますが、予定した質問が一番のポイントダブったところがありますので、後ほど修正をさせていただきますが、最初に町民課長のほうにお尋ねをしたいと思います。マイナンバーカード等の記載事項の充実に係るというような改修があるようです。そんな中で、提案の補正予算の議案書では6ページになりまして、本予算書では17ページになります。その中で番号制度のシステム改修補助金、これが補正額が388万8,000円、当初予算で203万円、合わせまして当初予算の約2倍の割合になります額が補正されていまして、590万円ほどの内容になっているようでございます。これについては、歳出のほうでも同額の予算が電子計算費の委託料で計上されております。同額がなくて、いろいろ分類をしたのですが、国庫補助金、その額がこの部分に充てられると、そのような内容のようですが、全額国庫補助でございますので、全国的に実施する改修であろうと、そのような推測をしますが、具体的な改修事業の内容ですか、どういうことをやるのか、第1点目質問をさせていただきます。

委員長(松永裕美君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) お答えをいたします。

経費につきましては、電子計算費に計上されているということですが、マイナンバーに関する内容でございますので、所管する町民課のほうで答弁をさせていただきたいと思っております。改修事業費388万8,000円、これは歳入も同額ということでのお尋ねでございました。これにつきましては、マイナンバーカード等の記載事項の充実に関するシステム改修という内容になってございます。この改修を行うことによってマイナンバーカードに旧氏を記載することができるようになります。旧氏と申しますのは、過去に使用してきた戸籍上の氏をいうということでありまして、この旧氏を併記するというところでございますが、結婚等で姓が変わった場合でも使いなれた旧氏を社会生活のさまざまな場面で使えるようにするものということでありまして、背景には男女共同参画、それから女性活躍社会の実現を推進するという政府の方針があるというふうにご存じしております。今回の改修でマイナンバーシステムそのものの改修のほか、あわせて住民登録のシステムとか住基ネットにかかわる改修も必要になるというふうなことで、改修に係る事業費の合計額としては388万8,000円というふうなことで計上させていただいております。この改修事業は、全国の市町村で実施をするというふうなことで、その経費は100%国の補助金で賄われるということでありまして、そういったことで、今回歳入のほうにも388万円を計上したということでございます。

以上です。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員。

3番(菅原和幸君) 全国的に結婚された女性の方の旧姓というか、それを併記可能だということですが、ちょっと今聞いて、例えば女性の教員の方とか女性の医師とか、やはり資格を持って自分なりにやっている方については、これは一つの例えの例で申しわけないのですが、結婚なさって、すみませんが、離婚なさったような場合も想定されるわけですが、当然選択ができるはずですので、例えばそういうカードの記載もあくまでも選択が可能なかどうか、今のちょっと答弁に対してお聞きをしたいと思います。

委員長(松永裕美君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) お答えを申し上げます。

ただいまの質問の中では女性ということが言われておりましたが、これは女性に限らず男性の場合でも共通するというふうなご理解をお願いをしたいと思います。それで、その対象となる、それでは表記できる旧姓はどうかというご質問だったと思います。それで、幾つでも過去に持っていた姓は表記できるということではございませんで、1つだけ選択をしなければならないということが決められてございます。婚姻等による氏の変更直前の氏か出生時の氏、例えば特別養子縁組がある場合には縁組後の氏だとか、そういったことでこれを選択をして申請をしていただくと。申請をするのは義務ではございませんので、もちろん旧氏併記を望まない方については、それはそれでそのまま使っていただくというふうになると理解しております。

以上です。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員。

3番(菅原和幸君) ちょっと時間もあれなので、遊佐町のマイナンバーのカードの申請状況といいますが、その辺の状況について、はっきり言えば、大変言葉は悪いのですが、余り進んでいないというような理解をしておりますので、今現在の状況について、担当の所管します課長としてどう捉えていますか。質問させていただきます。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員への答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時54分)

休 憩

委員長(松永裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時)

委員長(松永裕美君) 直ちに審査に入ります。

3番、菅原和幸委員への答弁を保留しておりますので、中川町民課長より答弁をお願いします。

中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) お答えをいたします。

先ほどのご質問につきましては、マイナンバーカードの現在の交付の状況、それとその状況についてどう考えるかというご質問だったというふうに思います。それで、まずマイナンバーカードの交付状況について申し上げたいと思います。マイナンバーカードの交付状況でございますが、全国的なものを申し上げますと、最新の資料によりますと、平成30年の5月15日時点ということでございますが、全体の全国での交付済みになっている件数が約

1,400万件ということでありまして、交付率が約11.2%というふうには全国的には推移をしているということでありまして。これ全国の数字の合計ですので、かなりばらつきがございまして、一番交付が進んでいる都道府県といたしまして東京都、こちらのほうが13.7%、一番低いところは高知県の6.5%と。ちなみに、山形県については7.4%というふうなことで、大分下位のほうにいるという状況でございます。低いところと高いところでは2倍ぐらいの差があるなど。どうしてもやはり大都市を抱えている都道府県が高くなっている傾向にございます。また、男女年齢別からいきますと、年齢別だけ申し上げますと、一番多い年齢の区分が65歳から69歳のところが一番多いと。その次が70歳から74歳の区分。この辺で大体全体に占める割合としては12%、11%ということですので。逆に若い世代といたしまして、そこで行きますと、10代に関して言えばほぼ1%、20代に入ってやっと2%から3%というふうな状況でありまして、これ年代によっても大分交付の割合が変わってくるなということでありまして。そこで、遊佐町における交付の状況でございますが、平成30年の5月末、先ほどの全国の数値に合わせて5月末現在で申し上げますと、交付の件数が1,011件というふうなことで、当時の人口で割り返しますと7.2%という状況でございまして、山形県の平均に近い、若干低いぐらいというふうなことで、そういう状況になってございます。それで、マイナンバーにつきましては平成28年1月から交付が開始になりまして、その開始当初のところはどんどん交付枚数も伸びていたのですが、このところは大分減ってまいりまして、毎月の平均交付枚数というのが月当たり今年度に入っては1桁台というふうなことで推移をしております。マイナンバーの交付に関してはそのような推移でございまして、なかなか伸びないというふうなことで、その理由としてはやはりマイナンバーカードを使ってどれだけのことができるかと、どれだけ便利な機能を備えているかという部分がまだなかなか浸透していないということに尽きると思っております。今現在一番多く使われているのは、これは税の申告に使う場合の個人認証というふうなことで、e-Tax等での個人認証が一番多く使われているかなと推測をしているところでございます。そのほかに公的サービスとしてはマイナポータルというふうなことで、その中でも子育て支援ワンストップサービス、こういったものとか、それからコンビニ交付サービスということで、マイナンバーカードを使ってコンビニで住民票あるいは戸籍の証明書をとると、印鑑証明等をとるというふうなサービス、これに使われるケースもございます。この近くでは、お隣の酒田市、鶴岡市ではこのサービスをしております。また、民間のサービスというふうなことでは、新規証券口座の開設でありますとか、住宅ローンの契約でありますとか、それから不動産取引、携帯電話の購入とか、こういったものが計画はされておるようすけれども、まだ広がりには欠けています。また、職員証とか社員証として使う動きもあるのですが、まだ一般的にはなかなか使われていないという現状だということに伺っております。これからこういったさまざまな取り組みが進んでくることによって、徐々に私たちの生活になくてはならないマイナンバーカードというふうになってくれば、おのずと交付枚数も上がってくるのかなというふうに思いますが、それまでマイナンバーカードの取得に向けて町民課のほうでもいろいろとお客様に対しての説明でありますとか、申請の手助けといった部分で努力してまいりたいと考えています。

以上です。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員。

3番(菅原和幸君) 若い人が1桁台ということで、やはり同居している世帯であれば意外と法律的な行為はする機会が少ないから、そういうこともあるのかなと今聞いていました。

それで、もう一点ですが、同じ電子計算費の中に、ちょっとトータルの額ではわからなかったのですが、いろいろ分析しますと、GISエンジンとかシステムサーバーの改修料として、一般財源だと思っておりますが、その中で約

500万円くらいの498万円ほど計上されておりますが、この内容について、簡単に概要だけで結構ですので、お願いしたいと思います。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

この節につきましては、委託料のうち498万円をサーバー機器の買い取りをしながら、これまでリースで運用しておいたGIS機器の運用について、購入方式で自前での形に切りかえるためのその作業も含めて、設定作業あるいはデータの移しかえ作業を含めての委託料ということになります。リースから切りかえるということでありまして、当初予算にはリース料として14節の使用料及び賃借料に、ここでは数字としては114万6,000円の減と載せておりますが、そのリース料は120万円でありまして、120万円皆減をします。もう一つの項目が5万4,000円ほど増額補正分が含まれておりますので、このような数字になっておりますけれども、リースから一括購入に移しかえるための増額あるいは減額補正であります。

以上です。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員。

3 番(菅原和幸君) 昨年林業関係の台帳整備とかたしか2年くらいかけてやったと思いますので、GISとかこういうデータについては今後非常に町の産業振興の面からも大きな部分を占めると思いますので、リースから120万円減額となっているようですので、購入をしたということで理解をさせていただきます。

続きまして、同じく総務課長のほうに続けさせていただきますが、先ほど1番委員の齋藤委員のほうからもあった件ですが、庁舎建設について質問させていただきます。ダブった部分については整理して質問するつもりですが、もし重複した場合についてはよろしくお願ひしたいと思います。当初予算のほうで、予算書では27ページ、提出された議案書では9ページになりますが、一般管理費の委託料ところに基本設計委託料として当初予算で3,396万2,000円を計上されておりました。それで、今回の補正で先ほどの質疑の中で金額については説明が総務課長からあったので、省略をします。それで、今までの経過を見ますと、たしか29年の11月21日とメモしておりましたが、入札をしまして、株式会社エーシーデー計画のほうに委託をしたと。それが昨年11月21日からことしの3月23までの間でそういう委託をしたということは全員協議会で説明を受けたところでございます。それで、ことしの6月1日に議会の庁舎特別委員会の中で、当時委員として出席しておりました現議長の土門治明委員のほうから、5月18日の町の庁舎建設特別委員会の経過について説明を受けまして、東側の駐車場にほぼ決定したと、そういう方向性の説明を6月の1日に受けたところでございます。以降、7月の2日には議会のほうの特別委員会のほうに庁舎建設の基本計画の案が示され、数日後、7月6日にはたしか町民への説明会あったと記憶しております。それで、最終的に先ほど総務課長の答弁の中にもありましたが、7月24日に議会としても議長のほうから町長に要望書的なものを提出したと、そこまでは確認しております。結果、7月26日の課長会議において決定を経て、基本的には8月9日の遊佐町のホームページ上に新庁舎の建設の基本計画が公表されたようでございます。

それで、質問の1点目なのですが、当初予算書と今回の補正額を合わせますと約5,444万9,000円ほどになります。当初予算には等と書いておりますので、基本的にその他のものも含んでいると思いますが、基本設計に要した予算と今回補正をします基本設計に関する委託料、これから発注を控えていますので、詳細な金額は省略されてもいいです。おおむねどのぐらいの割合でこれ執行されたのか質問させていただきます。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

これまで30年度当初予算に計上した委託料の執行の主なものは、測量設計委託関係で、用地測量、造成設計地形測量、それぞれ430万円、820万円。増嵩分もございました。80万円のプラス、増嵩しております。これが主なものであります。あと繰り越したわけでありましたが、ただいまお話ありましたとおり、酒田の設計業者に業務委託料としまして490万円ほど執行しております。これが委託料の主なものになります。新たに今回補正をさせていただくのが基本設計本体、その業務委託料として2,048万7,000円、そして12月の末から来年年初にかけて行う地質調査の委託料540万円、これらが委託料の全体でございます。

以上です。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員。

3 番(菅原和幸君) それで、今回これが基本設計発注されるという内容での提案だと思いますが、基本設計に含む内容については、例えば先ほどの答弁では外観の設計とか階層の配置とかというふうに捉えましたが、具体的にはこの発注に含まれる主なというか、柱と言ったほうがいいのでしょうか、詳細は当然実施設計になると思うのですが、基本設計に含まれる主な内容についてはどうということになるのでしょうか。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) これも調査特別委員会に出席をしてお示しさせていただきましたが、プロポーザルを実施するに当たって、公募型であります。公募型プロポーザル実施要領を作成をして、そしてその業務の内容を明記しております。示しております。敷地面積全体が道路用地も含めて6,000平米に係る配置計画、それから動線計画、デザイン計画、これらの業務一式であります。いわば新庁舎建設工事に係る基本設計、加えてその先には完成後現庁舎の解体工事に係る基本設計、外構工事に係る基本設計も付随して委託をさせていただくというようなことでその業務内容を示させていただいておりました。

以上です。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員。

3 番(菅原和幸君) わかりました。

続きまして、同じ補正予算の中に用地取得費が一般管理費の17節のほうに提案されております。2,170万円、取得面積が4,539平米ということでございまして、前の全員協議会のほうで、状況説明の中では事前の地権者との協議も一定進めていると、そのような説明はございました。それで、これについては先ほどの1番委員の質問に対しましての回答の中で、議会サイドとしても東側駐車場が適当であると、そのような要望が出されたらと総務課長のほうからあったところなのですが、ほぼ全員の共通でありましたが、基本的には地方自治法の4条の2項のほうにも、事務所の位置の変更とかについては住民の利用に最も便利であるようにと、交通事情やその他の官公署との関係等についても適当な考慮を払うという条文もあるようですので、はっきり言えば動線的なものが変化することはやはり大きく町民への配慮が欠けるという状況になりますので、そういう面からも先ほど言った中身の要望の取りまとめになったと自分なりに理解しております。

それで、これについては質問はございませんが、施設整備工事費として当初予算で400万円、今回補正予算として6,450万円を今補正で提案をされているようです。実は先ほど1番委員のほうで質問されました取り付け道路についても、私も同様の考えを示してまして、現庁舎、この入り口のところが当時の説明では進入路幅が8.8メータ

一しかない。そんな中で、やはり将来的には幅が12メートルの道路を検討していこうというようなことで進めているという説明は確かに6月1日の議会庁舎特別委員会のほうでありました。

それで、ちょっとこれから質問ですが、基本的に今回用地買収、それから今の施設整備工事費、場所的には同意をしている状況からいくと、もし議決となった場合には今後のスケジュールとしてどのような日程になるのかお伺いしたいと思いますが、用地買収の着手の時期、また地質調査については年末から年始にかけてということで先ほど答弁がありましたので、これは省きますが、用地整備に関する発注時期について、この2点について質問させていただきます。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えいたします。

全体の日程のおさらいをまずさせていただきます。10月から基本設計に入って、何度も言っておりますが、年末あたりから地質調査に入ると。それから、その上で、設計協議の中でというようなことになりますが、造成の計画について確定をさせて造成工事に、年度の末、なるべく早いうちに、年度内にできれば造成工事が完成させられる早いうちというスケジュール想定をさせていただいております。その間になりますが、今回公有財産購入費を計上させていただきました。議決をいただきますならば速やかに、来週にでも仮契約を結んでいきたいと考えております。前にもご説明申し上げましたとおり、用地3筆、3人の所有者の皆さんからは快くご承諾をいただいております。状況の中で、仮契約、そしてその後の本契約をお待ちになっていることだと思いますので、速やかに手続を踏んでいきたいと思っております。ただし、まずは仮契約から入りまして、その後農地転用の許可申請、それから開発許可の申請事務に入っていきます。これが特に開発許可の申請、許可いただくまで三、四カ月はかかるかなというふうに踏んでおります。できれば年度内に本契約を結びたいというふうに考えております。これは、許可が出たからということ、それ次第になりますが、しっかりと手続を踏んでいきたいというふうに思います。

以上です。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員。

3番(菅原和幸君) 冬場に入りますので、やはり年度内ぎりぎりということも想定しておりますが、理解をしたところでございます。

それで、先ほどの道路の件について若干戻ってお話しさせていただきますが、新庁舎の付近のところに、若者定住住宅の関係で、整地が終わって子どもセンターの脇に道路が、格好が見えてきたところでございます。先ほど言った経過があって、どこから入ってくるのかなというみんな疑問もあった中で、6月1日、先ほど総務課長もあつたとおり、理想論ということで、この道路、警察の脇の付近から入っていくのが最もベターであるというような話もありました。これは質問ではございませんが、基本的に庁舎を建てる場合に全ての状況を整えてからやるという、これも一つの手法ですが、やり方としては幾つか手法もあると思います。例えばこれは表現は悪いかもしれませんが、既成事実をつくってしまっただけで周囲を抱き込んでいくと。簡単に言えば当面警察の、交番の付近のことについて得られないのであれば、庁舎の建設等を進めておいて、逆に言えばそういう既成事実をつくっておいて周囲を巻き込んでいくと、言い方は悪いのですが、そういう考え方もあると思いますし、この交番もたしか今から45年から50年くらい前は、今あるところのスーパーを建設をする予定地のところにたしかあって、ここに移ってきたと認識しておりますし、逆に言えば役場庁舎ができたなら、失礼な言い方ですが、警察もどこかに、先ほどそういう検討もしてもらおうというような答弁もありましたが、そういうのも手法の一つではないかと、そのように思っています。ただ、や

はり道路の取りつけというのがどうしてもみんなポイントで誰しもが思っているということは、私たち委員だけではなくて町民も同じような考えだと思います。

それから、ちょっと手続的なもので最後に質問しますが、一応質問するに当たって調べた中で、地方自治法の第4条の第1項に事務所の位置を、役場の庁舎の位置を決定する条例については、変更等については、ちょっとど忘れしましたが、全員協議会において12月議会か、たしか来年の3月議会ということで説明を受けた状況がございます。ただ、その条文を見ますと、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならないという条項もあるようですが、基本的には、ちょっとこれは手続上で質問しますが、今用地買収もして造成もして、それで12月か2月ということですが、正直言えばもう来週になれば用地買収に入るということですが、この手続上で、これ私ちょっと疑問があったものですから、あえて質問させていただきますが、この地方自治法の4条については用地取得、例えば用地造成途中においても提案すべき内容なのか、ちょっとそこだけ質問させていただきます。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えします。

本題の質問の前に、前段ありました取りつけ道路のベストな形での取得、道路の新設につきましては、既成事実をつくってというやり方、手法もあるのかもしれませんが、我々といしましては相手方の意向を尊重しながら、ウイン・ウインの関係でありたいなど。そして、誠意を持って協議を進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

地方自治法第4条1項の定め、その考え方につきましては、この間議会議員の皆様には、早ければ12月、来年の3月の定例会くらいにはと、遅くともという言い方はしませんでした。そんな印象でのお話、そのような捉え方をしていたかどと、そのような説明をさせていただきました。この条文の考え方につきましては、確たるルールはないようです。我々も幾多の先進地の視察をする中で勉強させていただきました。そして、いろいろと事例を積み上げてきました。その中で随時検討し、日程の、スケジュールの設定の仕方を変えながら、要は変更しながら、その条例提案の日取りを少しずつおくらせていったというふうな印象もあろうかと思いますが、例えばの例で申し上げますと、ある町では基本計画の策定の段階で上程している、条例提案をしている例もございますし、基本設計の段階もあれば、実施設計の段階もあればと。それぞれ用地の求め方が違って来る。町有地であったり、あるいは民地の買収をもって公有地化を図ってという場合もありますし、それが遊佐町のように複数の筆に分かれていたり、1筆であったり、そういった条件を整理する中でベストな日程を、上程期日を定めているということでありましたので、遊佐町といしましても皆様からいつも言われていますとおり拙速は避けたいというふうな意味も含めて、いずれの定例会なり議会に満を持して改正条例を提案したいというふうにご考えております。今のところ12月案はなくなりまして、3月定例会を一つのめどとさせていただいておるという状況でございます。

以上です。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員。

3番(菅原和幸君) 結果的にはいろいろな自治体での考え方で進められるということで、はっきり言えばできてしまったものに対して議会が、失礼な言い方かもしれませんが、反対とかということは当然しないと思いますので。それで、きょう決議をされたら、用地買収したら、農地が3筆ほどあると聞いていますので、当然農地法上の手続とかあれば一定期間時間を要するのは理解できますので、そんな中で速やかに進められていってほしいなど、そのように考えます。

ちょっと時間も予想以上に押してきましたので、次に健康福祉課長のほうに質問させていただきますが、子育て世代包括支援センターが、私もさきの一般質問で質問させていただいた一つの項目ですが、先日の8月30日に遊佐のホームページのほうにそのセンターの紹介の内容が載っております。そんな中で、補正予算として今回国庫支出金のほうで、ちょっと読みますと、妊婦出産包括支援事業補助金が新設で6万円、あと歳出のほうで委託料として産後ケア事業委託料3万6,000円とありますが、この2つの事業については一体のものとして理解してよろしいのでしょうか。質問します。

委員長(松永裕美君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

予算書でいきますと12ページの一番上、委託料の産後ケア事業ということで3万6,000円記載してございますけれども、この委託料につきましては母子保健事業で実施をします食育教室の際の託児の委託料というふうなことでの計上でございます。短期入所生活援助の事業としましては、当初予算の中で7万円ほど計上しておりました。今回こういった事例が生じそうだということで、その実態に合わせて委託料を計上しておりますけれども、その補正の委託料につきましては11ページの13委託料24万3,000円、この委託料になります。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員。

3 番(菅原和幸君) 中身がわからないまま質問した状況のようです。

それでは、ちょっと質問の方向を変えまして、産後ケア事業の委託料に関していろいろ遊佐町のホームページ等で見ましたら1つの資料がPDFで載っております。その中で、医療機関に宿泊して助産師から母子のケアや授乳指導、育児相談など云々ということがあって、出産後2カ月以内と。そういう中で、実施施設が日本海病院、利用が月曜日から金曜日の午後2時から翌日の2時、最高、マックスで4泊5日ということで載っておりますが、この事業については、わからないまま質問していますが、委託事業となっておりますので、委託先はパンフレットにあるとおり日本海総合病院ということの内容でよろしいのか伺います。

委員長(松永裕美君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 委員おっしゃるとおり日本海総合病院と委託契約を締結してございます。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員。

3 番(菅原和幸君) では、これはそういうニーズがあつての予算化か、それとも俗に言う顔出し予算なのかお伺いしますとともに、これは先ほど申し上げた中の、ちょっと意味がわからなかったのですが、医療機関に宿泊するという文章がありながら、最後の米印で医療行為が必要な方は利用不可能ということの記載もあるようですので、この辺も含めてちょっともう少し説明いただければなど。

委員長(松永裕美君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) この宿泊型の産後ケア事業につきましては、医療機関に宿泊をしていろんな授乳ですとか育児等のケア、支援を受けるということでありまして、基本的には治療ではないというふうなことになります。ですから、助産師ですとかそういった方からケアを受けるということで、治療行為とはまた別というふうなことになってございます。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員。

3 番(菅原和幸君) つい病院と聞きますと必ず医療行為があるというふうな認識で質問させていただきました。

それから、もう一点ですが、短期入所生活援助事業ということでございますが、予算的には歳出のほうで24万

3,000円ほどの内容になるようですが、これについてはいろいろ調べてみますと、保護者の疾病、仕事、あるいは社会的事由でなければ育児疲れ等によって児童の養育が一時的に困難となったときに短期間に預かるという内容のようですが、これについても委託料となっておりますし、この事業の概要とこの委託先について質問させていただきたいと思います。

委員長(松永裕美君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

この短期入所生活援助事業につきましては、児童の保護者が何らかの理由で子供の面倒を見ることができなくなったときのためのいわゆる緊急避難的な対応ということで制度を設けたというふうなことでございます。今年度からの事業ということでありますけれども、歳出につきましては、事業費があるわけですが、そこから利用者の負担10%程度ありますけれども、それを引いて、残りについて国、県、町がそれぞれ3分の1ずつ負担をすることで、国補助、県補助、それが入るといってありますけれども、その補助の上限が7日以内というふうになってございます。そういった意味で、7日に係る部分について今回予算化を補正計上させていただいたというふうなことでございます。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員。

3 番(菅原和幸君) それでは、最後1点ですが、看護師等奨学金貸付事業について、これは諸収入のところに元利収入ということで1節のほうに盛っておる55万円ほどの内容です。これについては、遊佐町の看護師等奨学金貸付条例等で定められているわけですが、その中の13条のほうに償還義務に関する規定がされておりますが、その中で3つあって、1つが契約の解除、もう一つは町内の医療施設で看護師に従事しない場合、あともう一つは死亡または退職ということで3つありますが、この55万円になった経過についての内容について確認しますが、非常にプライベートなこともあると思いますので、簡単に結構ですので、どういう理由なのか答えていただきたいと思います。

委員長(松永裕美君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

養成学校に入学をされまして、町と契約をしてこの間貸し付けをしてきたということでございますが、どうしても個人の事情によりまして学校を退学をされたというふうなことでありまして、これまで貸し付けをしました金額、一括で返済をいただいたというふうな内容でございます。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員。

3 番(菅原和幸君) 私所管外一巡してきまして、最後に企画課長のほうに質問させていただきますが、ふるさとづくり寄附金事業、これふるさと納税ですが、基本的にこの予算書の補正の中で臨時職員の雇い上げ賃金61万円ほど補正の内容になっているようです。それで、この内容については現在雇用されている臨時職員の条件の変更による61万円だとすれば、そのように理解をしておりますが、一応この案件について質問させていただきます。

委員長(松永裕美君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

臨時職員の雇い上げ賃金61万円でございますけれども、これにつきましては臨時職員1名分、4月から8月まで5カ月分の賃金であります。6時間雇用でありますけれども、当初予算で3名分の予算を計上しておりましたけれども、1名分追加をさせていただいたというふうなことでございます。理由につきましては、皆さんご存じのとおり総務省

からの通知で返礼割合を30%以下に抑えるよという通知があったわけでありませけれども、その一連の作業、あとそれから今年度新たにふるさと納税の申し込みのサイトを追加してございます。それらの作業に従事していたために1人分を追加したということでございます。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員。

3番(菅原和幸君) 人をふやしたということの理解をしたところですが、ここで先日の初日の9月4日の本宮副町長の一般行政報告のやつと去年までのやつ見ますと、ことしの今現在の寄附金が8月の27日時点で約6,290万円ほど、昨年の同時期が1億4,300万円ほどですが、約8,000万円近い差があるようです。おとしの28年見ますと、ことしよりは若干少ないようですが、見ますとやはり去年と比較すれば低くなっていると。去年が軒並み大きかった、それはわかりませんが、そんな中で昨日の新聞にも載っておりましたが、30%のやつを守らない地方自治体にはペナルティーを科すように来年から動くというようなことのようにございませ。返礼品、遊佐はお米の返礼ということいろいろ努力されているということはわかっておますが、やはり減ってくるのは30%のこれが影響していると思うのですが、課長の認識としてちょっとお伺いしたいと思ひませ。

委員長(松永裕美君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

一般行政報告の数字につきましては、年度によって押さえる日にちが違ひませるので、若干金額的には比較できないのでも、正確なところを申し上げますと、今年度の8月30日時点での申し込み寄附金額につきましては6,477万1,000円でありませ。同じく昨年度の8月31日現在の金額というのは1億4,584万8,224円ということ、半分以下に落ちているということございませ。例えば昨年度でいえば5,000円の品物が1万円の寄附でもらえたといひませか、そういうふうになったということございませけれども、今現在はその5,000円の商品に対しては1万7,000円の寄附額になっているという状況ございませるので、寄附をしていただく皆さんからすると、同じ商品が昨年度と比べて1万円から1万7,000円にアップしているわけございませるので、我々の見方としては納税される方が少し様子を見ているのかなという感想ございませ。

委員長(松永裕美君) 3番、菅原和幸委員。

3番(菅原和幸君) 了解というか、理解をしたところでは。

それで、前もって申し上げてなかつたのですが、1点だけちょっと企画課長に、先ほどの1番委員の質問に関連して確認をしたいのですが、先日山形県が敗訴した例の裁判の件ですが、先ほどの答弁の中で遊佐町は民事訴訟法上の42条かな、補助参加できることになってはいますが、この裁判については補助参加しているわけではなくて、あくまでも提案になったのは公調委に行く、そのための報酬、旅費、そういうこと理解でよろしいのでしょうか。私ちょっと勘違ひしてはいて、補助参加していたのかなと思ひていたものから、ここを最後に確認をして、私の質問を終わります。

委員長(松永裕美君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

今回補正で出させていただいた報償費、あと旅費につきましては、公害等調整委員会に4月10日に川越工業が新たな再申請をいたしました。7月10日に山形県はそれを不許可処分しているわけございませけれども、それに対する公害等調整委員会に新たな申し立てが、裁定の申請が起きるであろうということが予想されませので、今回補正をお願いしたということございませ。先日の8月30日の公害等調整委員会の中で川越工業の代理

人のほうから9月中にその再申請を不許可処分にしたことに対する裁定の申請をするというふうに表示しているところでございます。

委員長(松永裕美君) これでは3番、菅原和幸委員の質疑は終了いたします。

4番、筒井義昭委員。

4番(筒井義昭君) 私のほうからも若干質問させていただきます。私の持ち時間も60分間あるわけですが、遠慮ぎみな委員でありますので、20分と短縮して質問したいと思いますので、ちゃんと質問のほうも届けていますので、答えのほうも簡明にお願いいたします。

産業課に質問いたします。13ページ、款、農林水産業費、項、水産業費、目、水産振興費、節、償還金利子及び割引料、説明として、補助金等返還金、概要書では産地強化支援事業補助金等返還金とありますけれども、この返還に至った要因についてご説明願います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) この返還金につきましては、産地強化支援事業という国庫補助事業を使って工事をしました枳川鮭漁業生産組合の工事費に対する国、県、町への補助金の返還という内容です。この補助金の返還の理由と経過を申し上げますと、まずこの産地強化支援事業の交付要綱のほうに、解体と撤去の部分については補助対象外ですよという要綱の記載がございます。それで、当初設計におきましては解体撤去部分を全て設計から除外して積算を行ったものでございました。それで、28年の4月より着工しまして、工事の進捗の途中で第2ふ化室棟と言われる、今の養魚地のすぐ脇にあるふ化室棟ですけれども、その屋根をふきかえるということで当初設計で見ておりました。側というか、周りはある程度また塗装し直すと使えるということで、屋根の傷みがひどいということで屋根を撤去するという工事で設計していたわけですが、その工法として既存の骨組み、屋根の骨組みは残して、屋根本体よりも新しいものを上に乗せようというカバー工法という工法で行おうとしたものでございました。その際工事を進めるにつれまして、屋根を外しましたところ、支える骨組みにかなりの腐食が見られるということで、予想以上に腐食が激しい、そういったことで見受けられましたので、現場とも相談の上、骨組みも撤去して、新しく骨組みをつけて一連の工事を完成させようという変更積算設計を行ったということでございます。その際骨組みの一部に解体撤去費用が生ずるわけですが、その件に関して設計の中ではどうしようかという判断もあったのですが、県のほうにも相談して、この場合は一体的な工事としてもこの程度では大丈夫ではないでしょうかというような、そういう判断もありまして、もちろん県のほうでは水産省にもその旨報告書を送って、変更設計積算の中に一部いわゆる解体費を含んだままの設計積算ということで行ったわけでございます。29年の2月をもって完成して、ことし30年5月の連休明けでしたが、会計検査を受けたということでございました。その中で会計検査院のほうから一部やっぱり屋根の撤去について疑義があったということで、その場でいろいろやりとりはありましたけれども、結局水産省への持ち帰りということで、水産省と会計検査院でいろんな議論はされたようですが、結果としてやはりこれは補助対象外ということで回答があったということになりました。それが経過と理由でございます。あと積算については、では解体撤去部分にどのぐらいかかったのかということで工事費を積算しましたところ、請負率と消費税を掛けまして42万1,200円となりまして、それを総事業費2億8,309万円の中での国庫の分が1億4,154万4,000円、県、町はそれぞれ3,000万円という事業費に対する補助の出費割合でこの42万1,200円を割り返して、それぞれ案分をして返還額が出たということで、国が21万円、県が4万4,000円、町も4万4,000円ということでの積算になったという経過でございます。

委員長(松永裕美君) 4番、筒井義昭委員。

4番(筒井義昭君) 聞いていてこんなことを言うのもあれなのですが、もう少し簡明にお願いいたします。これは、撤去部分の費用というのは補助事業には該当しなかったのだけれども、工事をやっているうちに撤去部分が、撤去をしなければ進まない工事が出たものだから、そのまま進めたところ、撤去部分にかかわる建設費用というのが指摘されて、返還に至ったのだというふうな説明をいただければ即すとんと落ちるのです。

次移ります。8番委員が質問した関連です。アワビに関してです。本事業は、3年目を迎える事業でありますけれども、3年間のアワビの陸上養殖をやった上での成果、成果物の成果という形を問うと同時に、事業の推移をご説明願います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。なるべく簡明にしたいと思います。

この事業につきましては、平成27年の11月から、そのときは建物の、外の物置を利用して海底取水井戸を利用してやり始めた事業で、当初600個を買っておりました。飼育していたのですが、なかなか取水の状況が思わしくないと、それから生育が、なかなか大きくならないというようなこともございまして、現在の漁村センターの部屋を一部改装して、28年度からは当初1万4,000個を目指して飼育をし始めたというわけでございます。取水についても海底のじかの取水に変更いたしまして行ってきたということで、こちらのほうは先ほども申し上げましたとおり、昨年の7月までは生残率九十四、五の高い値で生育はできていたということでございます。大量へい死の後に若干生残率が落ちましたけれども、29年度は残りの予算で種苗を入れまして、約9,000個で30年度当初になったということでございます。それからへい死率もずっと安定しておりまして、90%台、高い値で来ております。現在1万2,000個を補正予算でいただいて入れて、2万個ペースで、2万個がやはり人件費を入れた一つの目安に、経営として成り立つ目安でありますので、それを目指して今飼育中ということでございます。

成果としては以上です。

委員長(松永裕美君) 4番、筒井義昭委員。

4番(筒井義昭君) 生残率なんか私お聞きしているわけではないのです。アワビを陸上養殖にし、2.5センチのものを7.5センチぐらいにまでして、そしてそれを一口アワビ程度のもので出荷するのだ、これが当初の目的だったのだと思うのですが、残念ながら私の口に入ったためしがない。どこに出荷したという話も聞こえてこない。フードフェスタでアワビのみそ汁が出されたというのは記憶にあるのですが、この事業のそういう意味での経済行為としての成果というのはなかなか見えてきていないわけです。これをもう少し問いたかったのですが、8番の佐藤委員も伺っていました。運営体制は改善されてきているのか。当初は、漁業関係者、流通業者を含めた形での運営協議会体制にしてあそこを運営していきたいのだというふうな話でございましたが、なかなかその運営協議会体制もまだ構築されていないというような午前中の答弁のようでありました。その運営体制が確立されていないままに、31年度には、来年です。このアワビ陸上養殖施設整備事業として5,054万円、これは建屋の実施設計がなされて、平成32年度には本養殖施設工事費、どちらかというと31年の予算のほうが多いようです。来年が5,054万円、そして平成32年度には1,030万円という形ですが、建屋建設に向かうだけの実証実験の成果、そこまで持っていけるような今の状況であるのか、お聞かせ願いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、運営体制につきましては、現在のところも職員とシルバー人材センターで行っているという状況でございます。これも午前中にお話を申し上げましたけれども、やはり事業主体についてはいろいろ漁業者の方入っていただきたいとも思いました。関連の方が入っていただきたいとは思っていましたが、なかなかそこはできていないということでございます。これをどういうふうな形で事業実施主体になるかというのは、今盛んにやっておりますけれども、どこが事業実施主体になるにしても、やはり技術的にかなめとなる人が必要だと。これは、1人でも2人でも大丈夫なのですけれども、そういったことで今県のほうの水産振興協会のOBの方々にもいろいろ当たっております、その方をまず実施体制の実際の現場のほうの主任者にできないかということで当たっていきいたいというふうには考えております。ただ、委員おっしゃられましたとおり、来年度からすぐに向かう部分だけの、まだそういった体制は現在のところなっていないと思います。ハード部分についても進行計画し今の形でのっておりますけれども、今やっている感じではもっともっと縮小化した建物でもできるということもございまして、そこの辺の精査も含めてこれからやってまいりたいというふうに思っております。

委員長(松永裕美君) 4番、筒井義昭委員。

4 番(筒井義昭君) 建屋建設に関しては、実施計画にのっとってのせているのだから、必ずその規模でやらなければいけないというふうに向かうのではなくて、PDCAをしっかりと認識した上で事業の展開をしていただきたいと思っております。このアワビに関しては、Q3も用意していたのですけれども、もう4分しかありませんので、飛ばさせていただきます。

遊佐町公共下水道事業会計のほうをお伺いたします。3ページ、公共下水の3ページです。款は総務費、項は総務管理費、目は一般管理費、節は報償費、説明として、普及啓蒙報償費3万円の減とありますけれども、その減額になった要因についてご説明願います。

委員長(松永裕美君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

報償費3万円の減ということでございますけれども、こちらの内容、内訳でございますけれども、受益者負担金納付する方法といたしまして、分割納付方法、5年間、年4回で20回納める方法でございます。その他一括納付という方法もございます。この予算書三角3万円の内訳でございますけれども、今回受益者負担金の一括納付報償金、5%を差し引く制度をご利用いただいた分、この分が6月末に確定しましたので、その分を減額補正させていただいたということでございます。

委員長(松永裕美君) 4番、筒井義昭委員。

4 番(筒井義昭君) これ名称は普及啓蒙報償費というふうに、公共下水を普及啓蒙するのだというような大した立派な名称の事業費なのですけれども、何のことはない。公水、公共下水に加入した際の受益者負担金、これを一括に納めた人には5%還元しますよ、これは普及啓蒙報償費というふうなものではないのではないかなと思っております。公共下水道会計において、長年の設備投資によって起債が生じ、そしてその起債を償還するということが公共下水道会計は大変厳しい状況になっている。それを打開するのは、やはり接続率のアップなのですけれども、先日の行政報告においても、併用開始戸数が3,978戸、それに対して接続戸数は2,838戸、接続率として71.3%という報告がございました。この接続率を上げるために公共下水道会計としては、普及啓蒙活動としてこういうふうな受益者負担金、全額先に納付したのは5%減免しますよというふうな形ではなく、本当の意味で接続率アップに対する普及啓蒙活動というのが公共下水道会計においては取り組まなければならないことではないかと思うの

ですけれども、答弁を願ひまして、20分経過しそうですので、終わらせていただきます。答弁だけお願いします。

委員長(松永裕美君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えさせていただきます。

これまでもそうですけれども、下水道経営の健全化につきましては、接続率の向上が不可欠でございます。接続率向上を図るために工事説明会などの機会をご利用させていただきまして、これまでも下水道の重要性について説明をするとともに、早期接続の願いをしてきたところでございます。また、下水道本管工事終えてから供用開始後3年以内に接続することになってございます。下水道法で決まっておりますけれども、特に接続率が低い地区におきましては、集落公民館に訪問し、早期の接続をこれまでも依頼、お願いをしてきたところでございます。さらには、最近になりますけれども、町の工事指定店、下水の工事指定店28社ございますけれども、皆様から各家庭を訪問していただいたり、町の広報等によりまして下水道の重要性についての掲載を行うなど、これまでも普及活動を行ってきたところでございます。また、これまでも接続率向上のための支援策といたしまして、先ほどの受益者負担金の前納報奨制度、そして水洗便所等改造資金融資あっせん制度を設けてきました。さらに、平成21年7月からはリフォーム支援制度を新設し、さらに平成28年度、2年前になりますけれども、支援金の率を20%に上げさせていただきまして、その辺普及率上がるように施策を図ってきたところでございます。他の市町村にも比較して引けをとらない支援制度、体制は整っているのではないかなというふうに私たち思っております。それと、少し古いあれなのですけれども、実態調査ということで平成23年度に行っております。未接続世帯に対しまして、接続依頼のダイレクトメール送らせていただきまして、その後各地区におきまして接続に係ります相談会開催をした経過がございます。その際に、あわせて未接続世帯の実態を調査しましたところ、その要因に挙げられたものが2つということで私たち整理してございます。1つ目といたしまして、1人世帯や高齢者のみの世帯であり、また後継ぎがないという理由が大きな一つの理由でございました。もう一つの理由といたしまして、経済的な理由が挙げられておったようでございます。支援制度では充実しているというふうに思っておりますが、接続状況を見る限り非常に若干ずつ接続率が上がってきていますけれども、県の平均88.4%でございます。昨年度29年3月末現在の数字でございますけれども、かなり、十数%の開きがあるようでございます。まだまだ現在整備途中でありますけれども、この辺1%でも2%でも、1世帯でもそれこそ接続率アップ図るようになりたいというふうに考えてございます。ただ、既存の支援制度見ましても、接続率のアップを図るためにこれ以上接続に特化した制度を設けることは、これまで厳しい経済状況の中で接続してきた皆さんから見れば、若干不公平感を覚えることになりかねないということでございますので、引き続き実態調査を実施しながら支援策を講じていく必要があるのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長(松永裕美君) これで4番、筒井義昭委員の質疑は終了いたします。

5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) 私のほうからも子育て支援について、3番の菅原委員のほうと重複するかもしれませんが、その辺よろしく願いいたします。

補正予算書の中の11ページの3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、12節の役務費4万7,000円補正計上になっております。通信運搬費アンケートということで載っておりますけれども、この内訳をお願いいたします。

委員長(松永裕美君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

この通信運搬費4万7,000円につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の郵送並びに返送の郵送料というふうなことでございます。事業計画の策定につきましては、来年度予定をしておりますけれども、その策定の資料としますアンケート調査を今年度予定をしております。ゼロ歳から小学校の在学のお子さんまで悉皆調査、いわゆる皆さん全員からアンケート調査をいただくというふうな予定にしておりますけれども、未就園児あるいは町外保育園に入園しているお子さんについてはお届けする方法がないものですから、郵送で行うということでその郵送料というふうなことでございます。

委員長(松永裕美君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) ただいま課長の説明では、町外保育もアンケートに入れておると言っておりましたけれども、町外保育の申し込みは今のところありますでしょうか。そして、今まで何人ぐらい町外保育園を利用しているのかお聞きいたします。

委員長(松永裕美君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

町外の施設における保育につきましては、町内のいわゆる町立保育園、それから杉の子幼稚園と同じように申し込みをいただいて入所調整をするということでございます。今年度の入所状況につきまして、最新の9月の1日現在でありますけれども、町外の施設に入っているお子さんについては25人というふうになってございます。

委員長(松永裕美君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) すみません。25人であるとただいま課長のほうからお聞きいたしましたけれども、その町外保育園の先、保育先です。保育園わかればお願いしたいのですけれども。

委員長(松永裕美君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 酒田市内の保育園が主なものとなっております。人数が多いところから申し上げますと、鳥海保育園、12人、西荒瀬保育園、4人、次が小砂川保育園、これはに象潟のほうですけれども、3人、そのほか人数多いところは、あと認定こども園若草幼稚園がお二人、あとお一人ずつの施設が4施設というふうになってございます。

委員長(松永裕美君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) ただいま課長のほうからお聞きしますと、町外保育で多いのが鳥海保育園、12名、あと西荒瀬保育園が4名、小砂川保育園が3名ということをお聞きしまして、多分親の勤め先がそちらのほうだから、勤めるときに預かっていくのだという考え方だと思いますけれども、町外保育、町外の保育園にやるアンケート、ニーズとこのか、把握しているのでしょうか。通勤の途中で便利だから、その保育園にやるのだよ、あるいは別の考えで町外の保育園にやっているのか、その辺何か調査したことがあればお願いします。

委員長(松永裕美君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをします。

入所を希望する施設につきましては、基本的には保護者の意向というふうになります。希望をもとに調整を図るというふうなことでありまして、状況としては今お話あったように通勤の方向と同じ、あるいはお勤めしているところの近くというふうなことがほとんどであるというふうに認識しております。町外の施設につきましては、必ず入れる

ということではなくて、町のほうで酒田市さんのほうに入所できますかというお伺いを立てて、大丈夫ですよというふうな返事をいただいた上で初めて入所できるというふうなことでございますので、そういった入所調整を行って入所していただいているというふうなことでございます。

委員長(松永裕美君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) 多分私も出勤途中に便利がいいから預かるのだと思っておりましたけれども、昨今の母親たちは英才保育というのか、自分の思うような保育園に預けたいのだということで町外の保育園にもやっているという話も聞こえてきましたので、町のほうでも何か特色のあるような、そういう保育園をやったらどうか、そういう考えはどうか、課長。

委員長(松永裕美君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをします。

保育園につきましては、基本的には保育に欠ける場合については受け入れをするというふうになってございますので、そこから先のそれぞれの保護者の意向、そういったものについて細かく聞き取りをするというふうな状況にはなっていません。そういった意味では、あくまでも保護者の希望で入所調整をさせていただくというふうになってございます。町立の保育園あるいは認定こども園の杉の子幼稚園、こういったところにおきましてもそれぞれ保育士の皆さん頑張らせていただいているというふうに思っておりますけれども、基本的には保護者の意向に沿って今後も入所調整を行っていくというふうなことでございます。

委員長(松永裕美君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) その辺はよろしく願います。

それでは、2つ目に、同じ11ページの3款民生費で、3目の児童福祉施設費、先ほど3番委員のほうからも質問ありました13節の委託料24万3,000円、短期入所生活援助事業委託料、先ほどの答弁をお聞きしますとショートステイだということで、保護者がちょっとだけ子供の保育ができないということでどこに、児童相談所にも1週間見てもらうのでしょうか。そして、この24万3,000円、何人の子供さんなのかと、あと、1週間後のこともお聞きしたいと思います。よろしく願います。

委員長(松永裕美君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをします。

短期入所する施設につきましては、児童養護施設七窪思恩園を予定をしているところでございます。既に委託契約については締結をさせていただいているということでございます。現在今回の補正予算額でのいわゆる想定の人数につきましては、お子さん5人というふうなことで想定をしているところでございます。今回の予算化は1週間というふうなことでございます。その後というふうなことでございますけれども、とりえず補助対象が1週間ということですので、そこから先については、また保護者あるいは関係者との協議によるというふうな思っております。そこについては、そういった協議によって決めていくというふうなことで考えてございます。

委員長(松永裕美君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) 町のほうからも、思恩園ですか、そちらのほうにかなりの子供さんが行っているのか、その辺わかれば、全体で。

委員長(松永裕美君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 現在の人数ですね。現在思恩園にお世話になっているお子さんについては、私の記

憶に間違いがなければ町内からはお一人というふうなことでございます。

委員長(松永裕美君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) 了解いたしました。

それでは、同じ健康福祉課に、3問目、12ページの13節委託料3万6,000円、産後ケア事業委託料、先ほどの答弁をお聞きしておりますと、病院に宿泊してのケアだということを答弁しておりましたけれども、日本海病院と委託契約を結んでいるということでしたけれども、ほかの病院、ほかの産院、そういうところに行って入院している、産後、お産した場合はどうでしょう。その辺。

委員長(松永裕美君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 今回の補正予算書に記載しております委託料3万6,000円につきましては、いわゆる産後ケアという、今お話ありました宿泊してのケア事業の委託費とは違う事業になっておりまして、食育教室への託児の委託料、これが今回3万6,000円お願いしているものでございます。日本海病院で宿泊しての産後ケア事業につきましては、いわゆるお産による入院とはまた違う事業というふうなことでございまして、出産後の育児において、授乳であったり、あるいは育児のことであったり、そういったさまざまな支援について助産師などの皆さんからいろいろご支援をいただくというふうな事業であります。基本的にはお産が終わってしばらくしてからの事業ということで、2カ月以内というふうにはなっておりますけれども、お産とは別の事業になってございます。

委員長(松永裕美君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) それでは、別の産院でお産して、日本海病院のほうにケアに行っても2カ月以内ならいいと、それと捉えていいでしょうか。わかりました。何かその辺ひっかかったものですから、お聞きいたしました。

私は、これで質疑は終了したいと思います。

委員長(松永裕美君) これで5番、土門勝子委員の質疑を終了いたします。

10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 私からも少々質問させていただきます。

12ページの農業振興費で中山間地域等直接支払交付金、これ68万5,000円ついております。中山間の交付金という制度は、いつころまで続く見込みなものなのでしょうか。今ごろ何でこのような交付金ついたのか伺いたしたいと思います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まずは、この中山間地域ですけれども、農地・水の事業ともあわせて国ではこの事業については、特に今中山間地域の農業振興について国の重要施策ということで上がっています。それから、米の直接支払等なくなったこともありますので、日本型農業の支払い制度というものについては当分存続させるというようなことでは聞いておりますが、何年までということではちょっと詳細は押さえてございませぬ。当分続くということであろうと思えます。それと、今回の補正にもありますとおり、緩斜面という捉え方で今回は協定面積がふえたということでございます。これにつきましては、従来傾斜の足りない部分がある箇所については、その箇所が見受けられる場所については、町での申請、いわゆる保全協定地区というのですか、計画から従来はじかれておりました。平成28年に緩斜面について県のほうの事業で、国庫補助以外の事業も緩斜面について取り入れるというようなこともございまして、それに伴いまして国のほうで町のほうに何度か足を運んできたときに、町の今までの一部に該当しない傾斜

を含んだ地域については、通算で見て傾斜、勾配を満たせば保全地域の計画の中に入れてよいということで、そういった指導、助言があったということで、28年度から緩斜面についても該当地域の見直しを図ってきて、今回もまたそういった地域が、該当になった箇所があるという内容でございます。

委員長(松永裕美君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 緩斜面についてのものだけということなわけですがけれども、以前から多分そこはずっと緩斜面だったと思うのですけれども、ことしというか、急に緩斜面として申請できる土地になったのではないのではないのかと思うのですけれども、ではそれまでは申請するまではもらえないはずの補助金を申請しなかったためにもう手続をしてこなかったということになるのではないかとも思われますが、その辺について伺いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えします。

この中山間地域制度導入されてから相当年月はたちますけれども、当初町で促進計画を策定したときに、やはり該当しない斜面を一部でも含んでいる場所は該当させないできたという促進計画のもとで申請していたということでございますので、これも28年の国と県の緩斜面の導入の際に、緩斜面を一部含んでいるものは通算でもよいという、そういった指導、助言をまず聞いて、町でも促進計画を変更して、28年度より変更してきたという内容です。

委員長(松永裕美君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) いろいろ放棄地などもふえてきている現状でありますので、またなかなか後継者もないというような状況でありながらも、農業を少しでも発展させようというふうな考え方に基づくものではないかと思えますけれども、これからもこの制度が存続するようによろしくお願いします。

その下に庄内地区へい獣保冷施設利用組合負担金、これ3万7,000円ほどあるわけですがけれども、へい獣というのは死んだ家畜であると、ことのようにございます。これは、へい獣保冷、死んだ家畜をまず冷蔵庫のようなところに入れておくのかと思うのですけれども、この利用負担金というものはどのように計算されるのか伺いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

この負担金につきましては、鶴岡、酒田、庄内、遊佐町と入ってございますけれども、この負担金の中で市町全体の負担額が150万円ということで決まっています、それに各市町の人口割と頭数割を掛けて算出した金額でございます。

委員長(松永裕美君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 市町の負担金は150万円と決まっているということですがけれども、へい獣というのは何頭くらいいるものですか。例えば町内に1年間に何頭くらい死んだ家畜がいるのか伺いたいと思います。遊佐町の負担金が150万円ということでしょうか。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えします。

まずは、負担金の額のほうは市町全体で150万円ということでございます。ちなみに、申し上げますと、鶴岡市が55万円、酒田市が57万3,000円、庄内町22万6,000円、遊佐町が13万円という、予算ではそういう内容になります。それで、死亡へい獣につきましては、毎年これは何頭も発生するというわけではございません。ただ、発生

した場合は、やはりそこから環境汚染という形になりますので、庄内町にある大型保冷库に一時保存して、それを管理して、一定程度まとまったら関東のほうの処理施設のほうに移送して処分するというような形をとっております。

委員長(松永裕美君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 余り頭数は多くないようですけども、遊佐町から何頭くらい出ているのか、課長、わかりますか、参考までに。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

今年度については、死亡へい獣というものの連絡は受けておりません。昨年度もなかったと思います。前々年度が2頭だったと思います。

委員長(松永裕美君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 実際はほとんどないような状況だということのようでございます。了解いたしました。

13ページの商工振興費で、地域経済活性化事業補助金90万円とあります。これは、どのような会社といえますか、地域の商業グループといえますか、に支払われた補助金なのか伺いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

これにつきましては、米〜ちゃんスタンプカード会という商工会に入られている方が組織されている会ですけども、そちらのほうに対する米〜ちゃんスタンプカードへの還元率アップのための補助制度ということでございます。

委員長(松永裕美君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 米〜ちゃんスタンプの関係の補助金だというようなことでございました。

では、その下に企業開発費というものがあるのですけれども、中小企業設備投資支援事業補助金320万円があります。これについて伺います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

この件に関しましては、町内の中小企業さんのほうでいわゆる増築とか増設備に伴いまして、そういった投資事業に対する支援事業ということでございます。今回の補正の内訳としましては、1つのほうが運輸会社さんのほうで整備場を新設するというので、総事業費5,000万円ということでございます。その補助金額、上限額になりますけれども、200万円。それから、鉄工機械設備会社さんが鉄工団地のほうにあるのですけれども、そちらのほうで総事業費1,200万円で、この場合は補助率が10%ということでありますので、120万円という内容で、合計で320万円という内容になってございます。

委員長(松永裕美君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 運輸会社のほうで200万円、それから鉄工関係のほうで120万円というようなことでございました。事業を拡大する場合において、それなりに経費はかかるわけですけども、この補助金というものは申請すればそれなりにいただけるというふうなものなのかどうか伺いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

これについては、町でも設備投資支援事業の補助金交付要綱という形になってございますので、その要綱に合致する方ということになります。まず大まかに見れば、要するに設備投資する金額が3,000万円以上かつ新規雇用者が3名以上、そういった条件の方については補助対象経費の20%まで、ただし上限額は200万円ということになってございます。それから、投下固定資産の総額が3,000万円以上で新規雇用者が3名未満の会社、それから固定資産総額が100万円以上3,000万円未満で、これは雇用要件ありませんけれども、その会社については補助対象経費の10%を補助するという内容でございます。

委員長(松永裕美君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 中小企業といいますが、こう言うと失礼ですけども、資金力の余りないような会社も多いと思いますので、ぜひこのような支援事業をこれからも続けていってほしいなと思います。

私としては最後のほうになりますけれども、14ページの教育費で一番下のほうに書いてあります町立学校適正整備審議会委員報酬、これで13万5,000円というふうになっておりますが、この適正審は何回ほど開催されたのでしょうか。また、この委員はどのくらいこれだけの金額になったのか、まず伺いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

適正審の総回数につきましては、29年度、1度行っております、30年の2月。それから、30年度に入りましてから4回ほど行っておりますので、これまで5回開催しております。審議会の委員につきましては、20名以内という設置条例の中で18名を選任をしているところであります。

委員長(松永裕美君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) それで、これまで5回ほど審議されてきたということでございます。これからもまた開く予定はあるのでしょうか。と同時に、5回ほどの審議会で十分な審議がなされたものなのかどうかというふうに伺います。十分な審議がなされたのであれば5回で終わるのではないかとはい思いますけれども、まだもっと審議しなければならぬようなものであれば回数はふえるのではないかとはい思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

これまで通算5回ほど開催をしております、中間答申というものをこれからまずは出す予定にしておりますが、それがまとまり次第ということになりますけれども、今現在5回ですので、今後年度末まで最大でも延びた場合は5回ほど開催できるのではないかとということで、最大のことを考えて今回も、予算が7回分しか見ておりませんでしたので、10回分まで見た場合の不足分の3回分を補正させていただいております。

委員長(松永裕美君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) これ中間答申ですから、最終答申も多分あるのだと思います。その最終答申というものがまず示されて、それを教育委員会のほうに提出するということになるわけだと思うのですが、そして教育委員会でそれを受け取って、この審議会のもので、報告のような形だと思うのですが、どうするかということをお判断していくという順序になるのか、多分そうではないかと思うのですが、その辺ちょっと伺いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

先ほど申し上げました中間答申を行いまして、その後議会のほうに説明をしたいと思っております。あわせて地

区のほうにも説明に出向きます。それと、委員の中にPTAの代表の方もいらっしゃいますが、未就学児童の保護者の方も、今後入学する子供さんの保護者もいらっしゃいますので、未就学児童の保護者の皆様方にも説明をしたいと思っておりますので、そういった説明を行ってからアンケートなども行いまして、さらに中間答申の案を練り直すという形になって、最終的に最終答申ということで教育委員会のほうに答申するということとなります。答申を受けましてから教育委員会のほうでは基本方針というものを再度検討するということになろうかと思えます。

委員長(松永裕美君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) 中間答申をつくって、それを説明して歩いて、最終答申にまとめて、それを教育委員会に提出すると。そして、教育委員会はその答申を受け取って、学校整備をどうするかを判断するという段取りになるのではないと思うのですが、この答申を教育委員会というものは、尊重しないということはもちろんなのでしょうけれども、どの程度の重みを持って受けとめるつもりなのかを伺いたしたいと思います。

委員長(松永裕美君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 内容によります。内容によりますけれども、それは基本的には尊重すると、そういうことで、まだ中間答申も出ない段階ですので、具体的にはどうだこうだは申し上げられませんので、そういう流れできちんと、最初は年内という予定でございましたけれども、いろんなやっぱり、委員として入っていない、まだちっちゃい幼稚園にも保育園にも入っていない方々、小学校に入っていない親御さんの意向というのを、一番もろに影響してくるわけですので、その辺の意見もいただいて、最終的な案の中にご意見としてこういうところも大事にしてほしいとか、こういうことはこういうケアも必要なのではないとか、そういったことも入れていただいて、最終的にまとめていくべきではないかなという審議委員の意見は出したので、したがって当初7回の予定が、7回で終わる可能性もあるのですけれども、延びる可能性を見て、また12月補正なんてことはしたくありませんので、今の段階で十分ご審議いただく形をとりたいと思ひまして9月補正をお願いしたと、そういう流れでございます。

委員長(松永裕美君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) これは、審議会の中間答申あるいは最終答申というもののなわけですけれども、それに基づいて教育委員会自身が適正整備についての最終案というものを練り上げるという予定なのでしょうか。そこをちょっと伺いたしたいと思います。

委員長(松永裕美君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) もちろんそのとおりです。それと、もちろんあと具体的な中身は、どのような形で落ちつくかわかりませんが、いずれにしても時間をかけて整備しなければならない状況等があればその時間も見なければなりませんので、それは答申を見てからということで、今は具体的にはちょっと控えたいと思ひます。

委員長(松永裕美君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) 大分何年も前の話になるのですけれども、前も似たような答申がたしかありましたよね、教育委員会に出して。あれは、複式学級は極力避けるべきだという内容がたしか書いてあった答申があったはずですが、現状複式学級になっている学校もあるわけで、ということになると住民の皆さん方から見れば、その地区としては複式学級でいくのがもったもなのということでもって現状は複式学級になっているのではないかとはいえますけれども、ただそのとき採用された教育委員会の方針としては、極力複式学級は避けるということもあったものだから、その辺と大分話がずれて、現実には矛盾したことが起きて、正々堂々とまかり通っていると、そういうことなものであるから、その辺について、簡単でいいから、ちょっとコメントありますか。

委員長(松永裕美君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) もう一つ、もし統合を模索する場合は一緒にという第2項めもありましたので、なかなか機械的にきぱつとはいかないのですが、それが世の中というのがきぱつと数字どおり動くのであれば簡単なのですけれども、いろんな思いの方がいますので、A案の方、B案の方、C案の方いらっしゃるわけで、そこはやっぱり合意形成ということを基本にしておりますので、だから機械的にと、そういくのであれば誰も苦労しないのですけれども、そういかない現実がありますので、慎重にご審議いただいていると、そういうことで、ですから西遊佐小と稲川の統合の場合は、準備には3年はかかるでしょうということで準備委員会を立ち上げたわけですが、順調に進めていきましたので、あと前倒しで、27年まで待たないで26年でいいのではないですかという前倒しでやった経緯もあります。その辺はやはり保護者を中心とした、若いお父さん、お母さんを中心とした地域の皆さんの合意形成ということを旨にしていきたいということでご理解いただきたいと思います。

10番(斎藤弥志夫君) 終わります。いいです。

委員長(松永裕美君) これで10番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたします。

9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) それでは、10番、斎藤弥志夫さんの補足質問をさせていただきます。

私もこの節についてお聞きしたかったのですが、これは審議委員会がまだ7回以上に延びるかもしれないということで補正をしたということであります。先ほど言ったように、8月の23日です。あれが5回目でした。傍聴させていただきましたが、会議冒頭、会議録が今インターネットで公表されております。その中で会議録が削除になった部分があったということで最初いろいろ問題になりましたが、我々は聞いているだけでありましたが、何でその辺が削除になったのかお聞きいたします。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

ただいまの件については、新聞報道等にも載ってございましたが、審議会の会議録を作成をしまして、次の会議のときに審議会の皆様方から承認を得ているのでありますけれども、その前に審議会の会議録を送付させていただいて、次の会議のときにはそれを全て見ていただいた上で承認をしていただいておりますが、個人情報等、そういう事項がございましたらそこは削除するということで了解を得ておりましたので、その辺は削除しながら承認を得てホームページに載せるということにしておりましたが、その削除した項目が本来は削除しなくてもいいものを削除してしまったという、ちょっと事務局のミスが出まして生じたものであります。

委員長(松永裕美君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) ホームページに載っておるので、この議場でも話してもいいということになります。適整審では、おおよそ35年に向けて統合したいという旨の話合いがされております。その中で、今入るキャパがないと、遊佐小学校にはまだ無理だと、平成34年には高瀬小学校が複式になるといったところで今やっているのですが、この間は遊佐小学校の校舎も見ておりました。この校舎に入るのかと。そうすると、いろんな施設を教室に改造していかなければ入っていかないと、もしくはプレハブを中庭に建てていかないと平成35年では入り切れないのだという説明でありました。その中である委員が、いや、入るキャパまで複式になっても何とか町の協力で持っていけないものかと、それである程度キャパ的に入るようになってから統合したほうがいいのかというような意見がありまして、そこで教育長は、いや、そういうこと、町の財源で教員を雇うと県も国も補助金をカットしま

すよというふうに答弁なされました。ここがホームページからカットされた部分です。私は、町に余裕があつて教職員を雇うと県も国も教育部分の予算をカットするという教育長のこの言葉が、必ずカットになるのか、ここが不思議でなりません。これカットするとすると、町の教育行政の弾力性がなくなっていくわけです。さんさんプランだつて、本当は国から言わせれば、いや、県のやり方だから仕方ないというような形もあります、やっぱり。そこで、県のそういう弾力性、今教育長がそういうふうに言われると町の弾力性ももう欠いてしまうような発言になっているのではないかというふうに危惧されるのですが、その辺簡単に説明願います。

委員長(松永裕美君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 国庫負担3分の1いただいて、県で採用して、人事権は県にあって、監督権は町にあると、県費負担教職員になっているわけですがけれども、そういう仕組みでございまして、本当は本来的であれば各自治体が設置者でありますから雇つて、そして最後まで運営していくと。ただ、そういうことでは全国的な教育の水準が維持できないという県の考えもあって、山形県は全県で一気採用。ところが、大きい町にいきますと、仙台とか横浜は各市町村で採用して最後まで、定年までですから、多分宮城県でも仙台市で教員している方と宮城県でやっている方、待遇面で必ずしも同じではないのではないかということなのです。遊佐町で教員を雇つて、定員配置の標準法というのがありますけれども、そうした場合は遊佐町で最後まで雇うという、そういうことに当然なるわけです。そういう立場で、国でカットするというよりは、雇うことはできるのですけれども、それを遊佐町としてやっていくだけの財力はないという、そういう意味でございまして、ご理解いただきたい。

委員長(松永裕美君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) そういう説明があれば、ただもうそんなことやると国から、県からも指示がないのだというような、非常にはっきりした答弁だったので、ちょっとこれはということであります。

もう一つ、教育長は審議会の委員でありますし、言動にはやっぱり非常に……

(「委員じゃない」の声あり)

9番(高橋冠治君) 委員ではない。委員ではないのですけれども、やはり遊佐の教育関係のトップであります。委員の中には校長先生でもいろいろいますが、前の話をぶり返して大変申しわけないのですが、6月議会に教育長のちょっとここは削除していただきたいという言葉がありました。あの言葉ってこういう審議会に出ているときには、今ボクシング協会だとか体操協会とかなんとか、パワハラという話が出てきますので、ああいう発言はパワハラに近い発言になるのかなというふうに私ははっと思ったのですが、教育長、その辺はやはり少しちょっと考えていただければなというふうに思って今話させていただきました。

委員長(松永裕美君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 私は、審議委員会の委員ではございませんので、主体的には一切発言をしておりませんけれども、今のことについて見解はどうなのですか、実際はどうなのですかということを意見を求められた場合は、正直に本当のことを申し上げますと、そうでございますので、言い方がちょっと厳しいとか、もう少し言い方があったのではないかなということであれば、誤解を招くような発言は極力しないように、これは気をつけていきたいと思っております。

以上です。

委員長(松永裕美君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 教育長の一言一句がやはりこういうシビアな審議会の中では結構響きますので、その辺はよ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

なかなかあの雰囲気も聞いても、いまいますぐもう中間答申が出るような形でもないのかなというふうに思ひます。次に9月にまた勉強会等もするという予定もありますし、やはりしっかりと、何か少数意見もある程度取り入れ、いろんな方針といひますか、こうやればこうなるのだと、複式イコールデメリットみたいな考え方もあるし、いやいや、それはそれでまたメリットにつながる部分もあるのですよという話も中にはありますので、一方的にこちらというふうな切りをしないようにしてほしいなというふうに思ひておりますが、委員長の私案はもう35年という話が今出ておりますので、その辺の方向性でこれから動くのかなというふうに思ひております。まずは、残りの審議委員会しっかりといて、いい中間答申、そして最終的な答申ができればありがたいなというふうに思ひまして、私の質問は終わります。

委員長(松永裕美君) これでは9番、高橋冠治委員の質問は終了いたします。

ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(松永裕美君) ないようですので、これをもって質問を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

委員長(松永裕美君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。議第53号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)、議第54号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議第55号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第56号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議第57号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)、以上5議案について、これを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(松永裕美君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願ひます。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

(午後3時01分)

休 憩

委員長(松永裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時30分)

委員長(松永裕美君) 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長(富樫博樹君) 報告書案文を朗読。

委員長(松永裕美君) 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(松永裕美君) ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後3時32分)

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成30年9月7日

遊佐町議会議長 土 門 治 明 殿

補正予算審査特別委員会委員長 松 永 裕 美